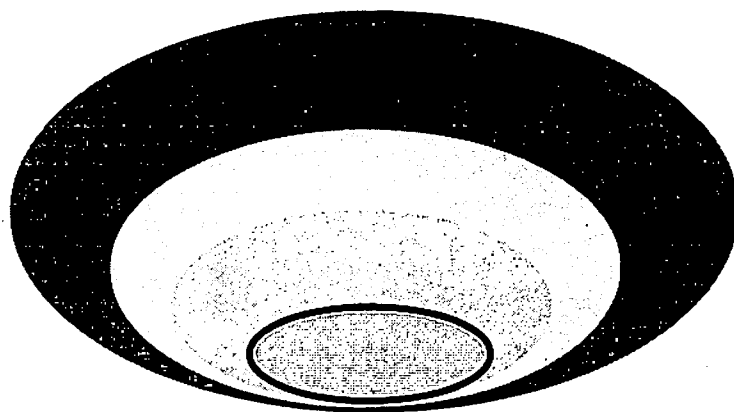


滋賀県緊急時モニタリング実施要領

Ver. 1

(案)



平成27年 月

滋 賀 県

【目次】

I 総則	4 頁
1 本実施要領作成の目的	4 頁
2 本実施要領の位置づけ	4 頁
3 本実施要領の対象範囲	5 頁
4 本実施要領の特徴（作成の考え方）	5 頁
II 対応編	6 頁
1 緊急時モニタリング体制	6 頁
(1) 組織および要員	9 頁
ア 警戒事態【フェーズ2】	9 頁
イ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】	10 頁
ウ 全面緊急事態【フェーズ4】	12 頁
(2) モニタリング資機材の整備・維持管理	16 頁
ア システム	16 頁
イ 放射線モニタリング機器	21 頁
ウ 放射性核種分析装置	24 頁
エ 防護資機材	25 頁
2 緊急時モニタリングの実施	26 頁
(1) 緊急時モニタリングの測定項目等	26 頁
ア 空間線量率	26 頁
イ 積算線量	28 頁
ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度	28 頁
エ 環境試料中の放射性物質濃度	29 頁
(2) 緊急時モニタリング結果の集約	34 頁
(3) 緊急時モニタリング結果の取扱い	34 頁
ア EMC設置前【警戒事態】	34 頁
イ EMC設置後【施設敷地緊急事態以降】	34 頁
(4) 被ばく管理および汚染管理	35 頁
ア 被ばく管理方法	35 頁
イ 被ばく管理基準	35 頁
ウ 被ばく防止対策	35 頁
エ 機器の汚染防止対策	36 頁
(5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）	37 頁
◎各種様式等	58 頁

II 対応編

3 平常時モニタリングの実施	93 頁
(1) 平常時モニタリングの目的	93 頁
(2) 平常時モニタリングの実施内容	93 頁
ア 空間線量率	93 頁
イ 積算線量	94 頁
ウ 環境試料中の放射性物質濃度	94 頁
(3) 平常時モニタリング結果の取扱い	96 頁
(4) 平常時モニタリング実施概要	96 頁
ア 空間線量率	96 頁
イ 積算線量	97 頁
ウ 環境試料中の放射性物質濃度	97 頁
◎各種様式等	99 頁

別冊

III 参考資料編

1 環境放射線モニタリング参考資料	3 頁
(1) 福井県所在原子力施設一覧	4 頁
(2) 放射線、放射能に関する基礎知識	17 頁
(3) 原子力防災、緊急時モニタリングに関する基礎知識	28 頁
(4) 原子力災害により予測される影響と本県の対応	43 頁
(5) 県内における測定結果等	60 頁
(6) サーベイメータの取扱方法	69 頁
2 関係用語集	79 頁
(1) 事故・故障等に関する用語	80 頁
(2) 原子力防災に関する用語（あいうえお順に整理）	81 頁

（国）原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）から抜粋

第7 結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。

滋賀県緊急時モニタリング実施要領（案）

I 総則

1 本実施要領作成の目的

「滋賀県緊急時モニタリング計画」（平成26年3月策定）に基づく緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関し、具体的な実施内容・方法等を定め、原子力災害発生時における緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

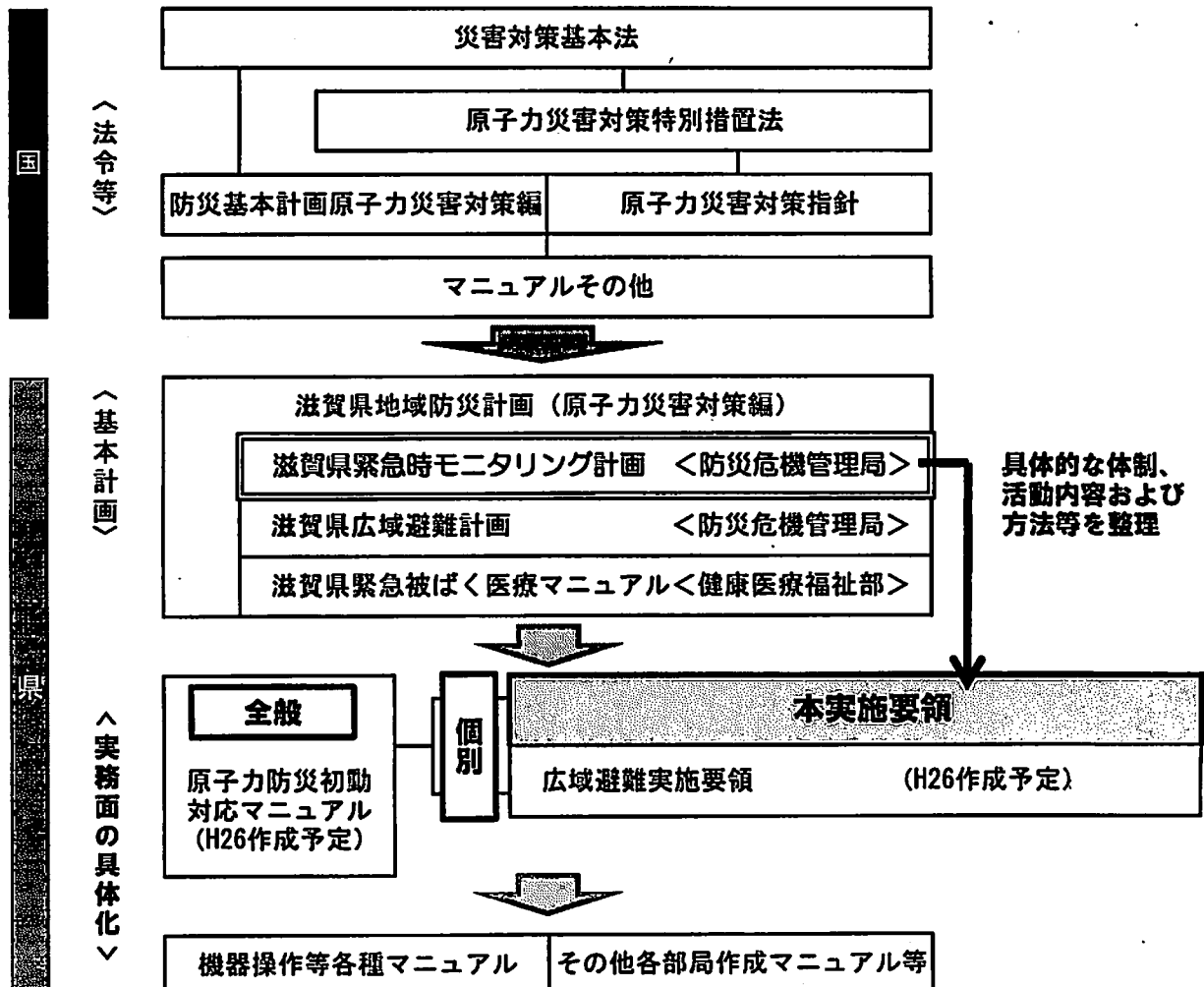
《緊急時モニタリングの目的》

- ① 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ② 国、県または関係市町が運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置の実施を判断するための材料の提供
- ③ 国、県または関係市町が原子力災害による住民および環境への放射線影響を評価するための材料の提供

※ 防護措置の実施の判断に必要なモニタリングを優先して実施する。

2 本実施要領の位置づけ

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき平成25年度に策定した「滋賀県緊急時モニタリング計画」の実務面の具体化を担うものとして作成している。



3 本実施要領の対象範囲

- 滋賀県緊急時モニタリング計画に定める環境放射線モニタリングのうち、以下を除き対象とする。
 - ① 中期モニタリング（中期対応段階において実施するもので、その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いるモニタリング）
 - ② 復旧期モニタリング（原子力災害からの復旧段階において実施するもので、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるモニタリング）
- ※ 中期および復旧期モニタリングについては、原子力災害対策指針において「今後の検討課題」とされていることから、当該指針の今後の改定を踏まえ追記するものとする。
- また、主として以下の職員の活動を対象としている。
 - ・ 県本庁、県地方行政機関（土木事務所、農業農村振興事務所等）および県企業庁における職員の活動
 - ・ 国が設置する緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）における本県派遣職員の活動

4 本実施要領の特徴（作成の考え方）

(1) 実践性を重視

- 緊急時モニタリングがスムーズに実施できるよう、要員個々の視点での具体的な活動（誰が、何を、どこで、どのような手段で、いつ行うのか）を整理している。
- 作成後も実動訓練等を通じた検証を実施する。固定的なものとならず、不断に見直しを行っていく。

(2) 平常時の学習用資料として使用できるよう配慮

- 原子力防災は風水害、地震といった自然災害とは異なる特殊性を有することや、環境放射線モニタリング固有の用語が使用されることから、原子力災害発生時の対応だけでなく、平常時の学習用資料としても活用できるよう、参考資料や関係用語集を付属している。

II 対応編

1 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリングを実施するために警戒事態以降設置する県緊急時モニタリング本部、および施設敷地緊急事態以降に設置されるEMCにおける同本部の位置づけ並びにEMCへの職員派遣について、その組織および動員計画（人員、活動場所）を整理している。

※ 原子力災害の特殊性に鑑み、「防災危機管理局職員」には、原子力防災室職員は含まないものとして整理している。

※ 関係課等は、本動員計画に基づき、参集対象者名簿および連絡表等を整備するものとする。

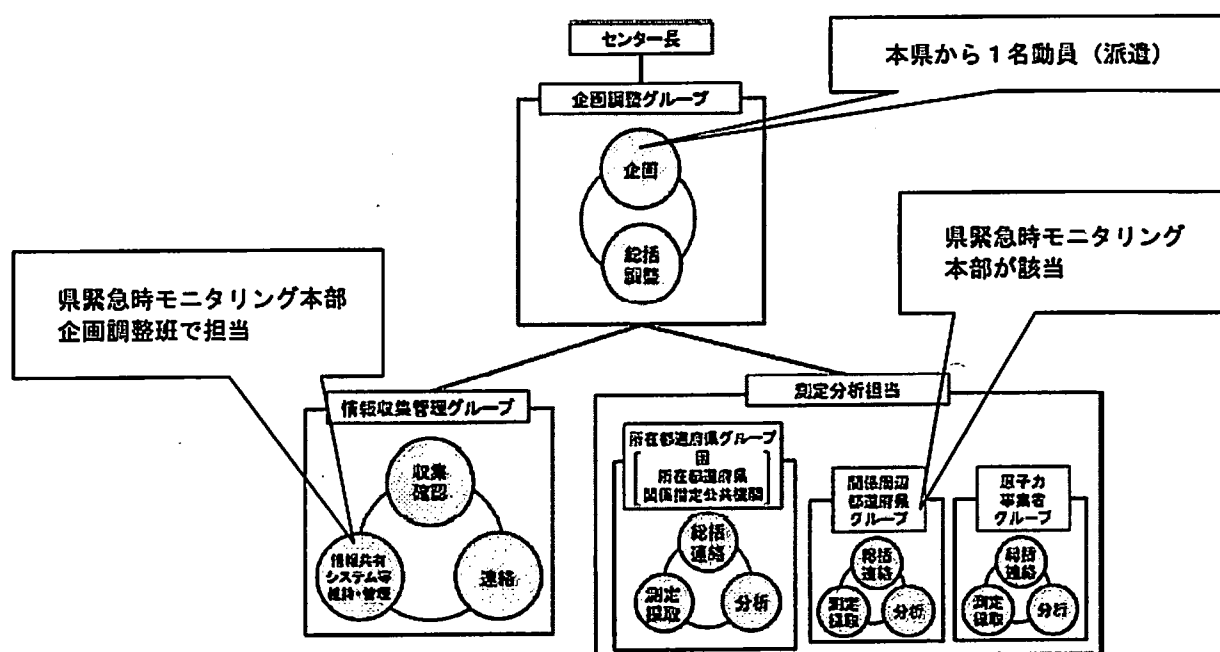
配備レベル		配備体制	
		県全体	モニタリング体制
情報収集事態 【フェーズ1】	①福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または5強の地震が発生したとき ②原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ③その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき	■警戒配備 ・防災危機管理局警戒2号体制班配備 ・原子力防災室2名配備 ・広報課2名配備	◎防災危機管理局警戒2号体制班 ・固定観測局の監視
警戒事態 【フェーズ2】	①福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき ②原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき ③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき ④その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	■災害警戒本部設置 ・本部長＝副知事 ・副本部長＝防災危機管理監 ・本部長＝13課長 ・本部事務局 ■広報課3名配備 ■災害警戒地方本部設置 ・本部長＝地域防災監	◎県緊急時モニタリング本部設置(※) ・固定観測局の監視 ・可搬型モニタリングポストの設置 ・モニタリング車による測定 ・サーベイメータによる測定
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき ②原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき ③福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき ④その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	■災害対策本部設置 ・本部長＝知事 ・副本部長＝副知事 ・本部長＝防災危機管理監、各部長等 ・本部事務局 ・各部	(国) EMC設置 ◎EMCへ職員派遣 ◎県緊急時モニタリング本部はEMC測定分析担当滋賀県グループとして活動
全面緊急事態 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	①原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき ②内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき	■災害対策地方本部設置 ・本部長＝地域防災監	・大気中放射性物質濃度測定 ・環境試料中放射性物質濃度測定

※ 警戒事態および施設敷地緊急事態においては、県緊急時モニタリング本部企画調整班および大気班のみ立ち上げる。

※ 全面緊急事態に至った場合、県緊急時モニタリング本部全班を立ち上げる。

【 EMCと県緊急時モニタリング本部との関係】

- EMCは施設敷地緊急事態以降に設置される。
 - EMCの構成機関および体制図は以下のとおりであり、本県の緊急時モニタリング本部は、測定分析担当の関係都道府県グループの一つ（測定分析担当滋賀県グループ）として活動することとなる。
 - また、企画調整グループの企画班へ本県から1名の動員（派遣）が求められるとともに、本県事務所において情報収集管理グループの情報共有システム等維持・管理班の業務を担う（本県緊急時モニタリング本部企画調整班が担当）こととなる。
- ① 国
 - ② 原子力施設所在都道府県
 - ③ 関係周辺都道府県（※本県はここに該当）
 - ④ 関係指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構および（独）放射線医学総合研究所）
 - ⑤ 原子力事業者（発電事業者および他原子力事業者）
 - ⑥ その他応援機関等（民間機関等）



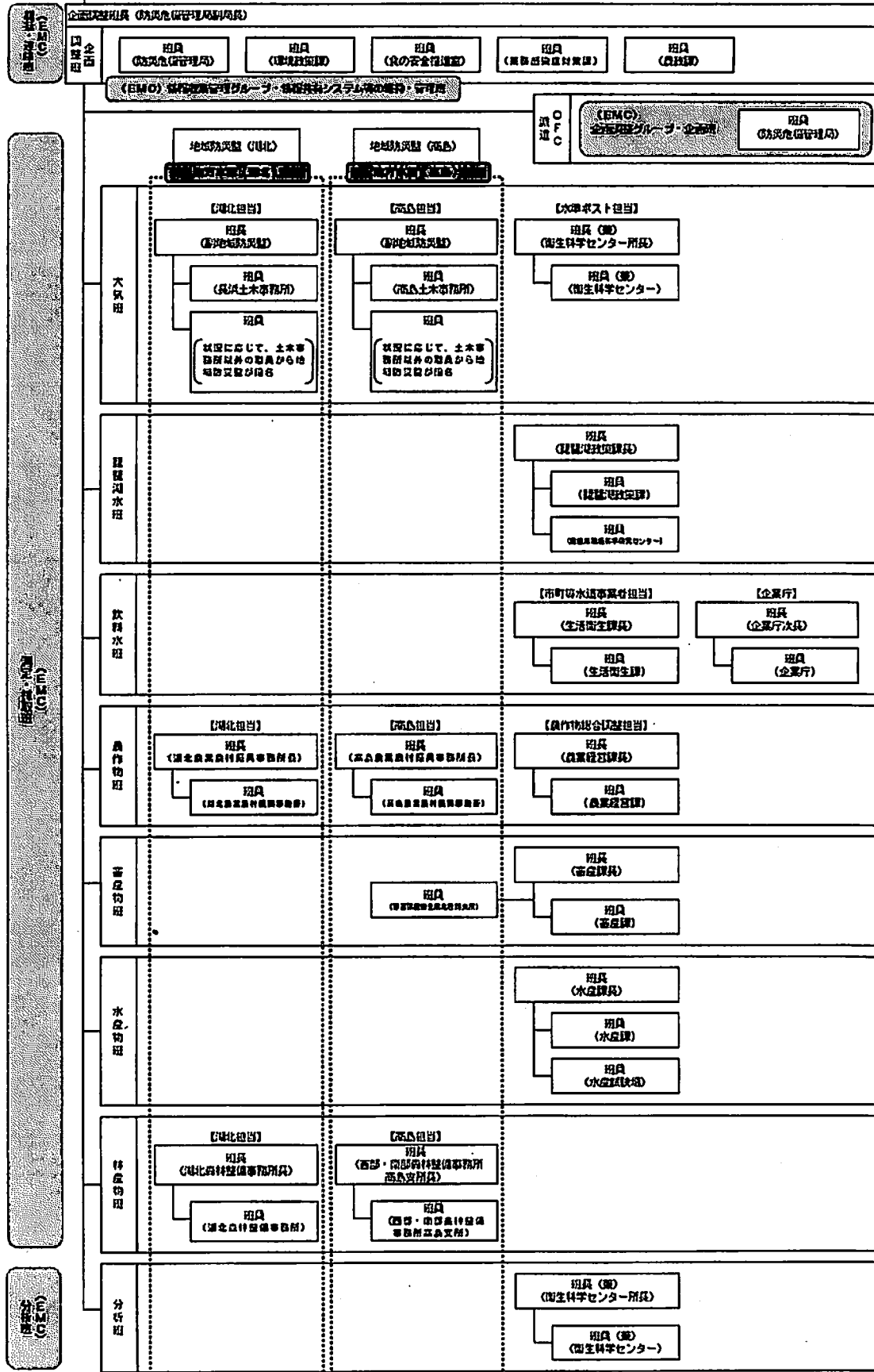
《 EMCでの組織と本県緊急時モニタリング本部との関係表》

EMC		県緊急時モニタリング本部	
情報収集管理グループ	情報共有システム等維持・管理担当	=	企画調整班
測定分析担当滋賀県グループ	総括・連絡班	=	
	測定・採取班	=	大気班、琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班
	分析班	=	分析班

[滋賀県緊急時モニタリング本部 組織図]

滋賀県緊急時モニタリング本部（設）（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）測定分析担当滋賀県グループ

滋賀県緊急時モニタリング本部事務局（防災危機管理課（防災危機管理課長））



(1) 組織および要員

ア 警戒事態【フェーズ2】

① 県緊急時モニタリング本部

所掌事務	本部長		県緊急時モニタリング本部の事務の総理			
	企画調整班		1 モニタリング実施内容の検討、指示 2 固定観測局のデータ監視および固定観測局(防災用)の運用管理 3 モニタリング情報共有システムの運用管理 4 モニタリング結果の集約 5 モニタリング結果の公表 6 災害警戒本部事務室ほか関係機関との連絡調整			
	大気班		1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局(水準調査用)の運用管理			
要員	本部長 ((兼) 警戒本部副本部長)		防災危機管理監		1 名	
	企画調整班		班長 ((兼) 警戒本部事務室長)	防災危機管理局副局長	1 名	
			班員	原子力防災室職員から選任	1 名	
				防災危機管理局職員(防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員)から選任	1 名	
	要員	大気班 (※事態が長期化した場合は、各土木事務所および衛生科学センターが別途定めるところにより交代要員を確保。)	【湖北担当】	班長 ((兼) 地方副本部長)	副地域防災監(湖北)	1 名
班員 2名×2班				長浜土木事務所職員から選任	4 名	
【高島担当】			班長 ((兼) 地方副本部長)	副地域防災監(高島)	1 名	
			班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任	4 名	
【水準ポスト担当】			班長	衛生科学センター所長	1 名	
			班員	衛生科学センター職員から選任	1 名	
計				16 名		
活動場所等			企画調整班：本館2階第1委員会室 大気班：湖北、高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター			

イ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】

① 県緊急時モニタリング本部（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ

所掌事務	本部長		県緊急時モニタリング本部の事務の総理		
	企画調整班 (兼) EMC測定分析担当滋賀県グループ企画調整総括・連絡班 (兼) EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班		1 (国) 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 2 モニタリング実施内容の検討、指示 3 固定観測局のデータ監視および固定観測局(防災用)の運用管理 4 モニタリング情報共有システムの運用管理 5 モニタリング結果の集約 6 モニタリング結果の公表 7 災害対策本部事務局ほか関係機関との連絡調整		
	大気班 (兼) EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局(水準調査用)の運用管理		
要員	本部長 ((兼) 災害対策本部本部員)		防災危機管理監		1 名
	企画調整班		班長 ((兼) 災害対策本部事務局長)	防災危機管理局副局長	1 名
			班員	原子力防災室職員から選任	1 名
				防災危機管理局職員(防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員)から選任	1 名
	大気班 (※事態が長期化した場合は、各土木事務所および衛生科学センターが別途定めるところにより交代要員を確保。)	【湖北担当】	班長 ((兼) 地方副本部長)	副地域防災監(湖北)	1 名
			班員 2名×2班	長浜土木事務所職員から選任	4 名
				※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	
		【高島担当】	班長 ((兼) 地方副本部長)	副地域防災監(高島)	1 名
			班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任	4 名
				※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	
		【水準ポスト担当】	班長	衛生科学センター所長	1 名
			班員	衛生科学センター職員から選任	1 名
		計			
活動場所等	企画調整班: 本館2階第1委員会室 大気班: 湖北、高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター				

② EMCへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループ・企画班への参画 (1) 緊急時モニタリング実施計画案の修正 (2) 指示書、作業手順書の作成 (3) 緊急時モニタリング実施計画の見直しおよび必要な知見の提案 (4) ERCへの動員要請リストの作成		
要員	企画調整グループ・企画班	原子力防災室職員から選任	1 名
		防災危機管理局職員から選任	1 名
	計（交代要員を含む。）		2 名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））		

ウ 全面緊急事態【フェーズ4】

① 県緊急時モニタリング本部（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理
	企画調整班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ企画調整総括・連絡班 （兼）EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班	1 （国）緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 2 固定観測局のデータ監視および固定観測局（防災用）の運用管理 3 モニタリング情報共有システムの運用管理 4 モニタリング実施内容の検討、指示 5 モニタリング結果の集約 6 モニタリング結果の公表 7 モニタリング要員の被ばく管理および汚染管理 8 災害対策本部事務局ほか関係機関との連絡調整
	大気班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局（水準調査用）の運用管理 3 大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料の採取 4 分析班への試料の搬入・引渡し
	琵琶湖水班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 琵琶湖水に係る採取試料、採取地点の選定 2 琵琶湖水に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	飲料水班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	【市町等水道事業者担当】 1 水道水に係る検査箇所の選定 2 水道事業者への検査指示 3 水道事業者との連絡調整 【企業庁】 1 飲料水に係る採取試料、採取地点の選定 2 飲料水に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	農作物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 農作物に係る採取試料、採取地点の選定 2 農作物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	畜産物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 畜産物に係る採取試料、採取地点の選定 2 畜産物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	水産物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 水産物に係る採取（入手）試料、採取（入手）地点の選定 2 水産物に係る試料の採取（入手） 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	林産物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 林産物に係る採取試料、採取地点の選定 2 林産物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	分析班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ分析班	1 各班から搬入された試料の分析

要員	本部長 （（兼）災害対策本部本部長）		防災危機管理監		1 名	
	企画調整班	班長 （（兼）災害対策本部事務局長）	防災危機管理局副局長		1 名	
			班員	原子力防災室職員から選任		1 名
				防災危機管理局職員（防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員）から選任		1 名
				環境政策課職員から選任 （主に、（大気班）、琵琶湖水班、林産物班との連絡調整を担当）		1 名
				生活衛生課食の安全推進室職員から選任 （主に、環境試料採取および分析に係る連絡調整の総括を担当）		1 名
				業務感染症対策課から選任 （主に、分析班との連絡調整を担当）		1 名
農政課職員から選任 （主に、農作物班、畜産物班、水産物班との連絡調整を担当）		1 名				
要員 ※事態が長期化した場合は、各事務所等が別途定めるところにより交代要員を確保	大気班	【湖北担当】	班長 （（兼）地方副本部長）	副地域防災監（湖北）	1 名	
			班員 2名×2班	長浜土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4 名	
		【高島担当】	班長 （（兼）地方副本部長）	副地域防災監（高島）	1 名	
			班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4 名	
		【水準ポスト担当】	班長	衛生科学センター所長	1 名	
			班員	衛生科学センター職員から選任	1 名	
		琵琶湖水班		班長 （（兼）災害対策本部琵琶湖政策班長）	琵琶湖政策課長	1 名
				班員	琵琶湖政策課職員から選任	1 名
					琵琶湖環境科学研究センター職員から選任	1 名
	飲料水班	【市町等水道事業者担当】	班長 （（兼）災害対策本部生活衛生班長）	生活衛生課長	1 名	
			班員	生活衛生課職員から選任	3 名	
		【企業庁】	班長 （（兼）災害対策本部企業部次長）	企業庁次長	1 名	
			班員	企業庁職員から選任	2 名	

要員 ※事業が長期化した場合は、各事務所等が別途定めるところにより交代要員を確保	農作物班	【農作物総合調整担当】	班長 ((兼) 災害対策本部農産経営班長)	農産経営課長	1 名
			班員	農産経営課職員から選任	1 名
		【湖北担当】	班長 ((兼) 地方本部農産農村振興班長)	湖北農産農村振興事務所長 ※状況に応じて、湖北農産農村振興事務所次長が代理する。	1 名
			班員	湖北農産農村振興事務所職員から選任	2 名
		【高島担当】	班長 ((兼) 地方本部農産農村振興班長)	高島農産農村振興事務所長 ※状況に応じて、高島農産農村振興事務所次長が代理する。	1 名
			班員	高島農産農村振興事務所職員から選任	2 名
	畜産物班		班長 ((兼) 災害対策本部畜産班長)	畜産課長	1 名
			班員	畜産課職員から選任	2 名
				家畜保健衛生所職員から選任	2 名
	水産物班		班長 ((兼) 災害対策本部水産班長)	水産課長	1 名
			班員	水産課職員から選任	4 名
				水産試験場から選任	4 名
	林産物班	【湖北担当】	班長 ((兼) 地方本部森林整備班長)	湖北森林整備事務所長 ※状況に応じて、湖北森林整備事務所次長が代理する。	1 名
			班員	湖北森林整備事務所職員から選任	2 名
		【高島担当】	班長 ((兼) 地方本部森林整備班長)	西部・南部森林整備事務所高島支所長	1 名
			班員	西部・南部森林整備事務所高島支所職員から選任	2 名
	分析班		班長 ((兼) 大気班【水準ポスト担当】班長)	衛生科学センター長	1 名
			班員	衛生科学センター職員から選任	4 名
	計				
活動場所等	企画調整班 : 本館2階第1委員会室				
	大気班、農作物班、林産物班 : 湖北・高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター				
活動場所等	琵琶湖水班、飲料水班、畜産物班、水産物班 : 各班(課等)執務室				
	分析班 : 衛生科学センター				

② EMCへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループ・企画班への参画 (1) 緊急時モニタリング実施計画案の修正 (2) 指示書、作業手順書の作成 (3) 緊急時モニタリング実施計画の見直しおよび必要な知見の提案 (4) ERCへの動員要請リストの作成		
要員	企画調整グループ・企画班	原子力防災室職員から選任	1 名
		防災危機管理局職員から選任	1 名
	計（交代要員を含む。）		2 名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））		

◆ EMC設置場所

緊急事態が発生した原子力施設に応じて、次の対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される。

緊急事態が発生した原子力施設	現地対策拠点施設（オフサイトセンター）	隣接対策拠点施設（オフサイトセンター）
1 日本原子力発電㈱敦賀発電所	敦賀オフサイトセンター （敦賀市金山99号11-47）	美浜オフサイトセンター
2 （独）日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）		
3 （独）日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ		
4 関西電力㈱美浜発電所	美浜オフサイトセンター （美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6）	敦賀オフサイトセンター
5 関西電力㈱大飯発電所	大飯オフサイトセンター （おおい町成和第1号1-1）	高浜オフサイトセンター
6 関西電力㈱高浜発電所	高浜オフサイトセンター （高浜町齒部35字一ツ橋14）	大飯オフサイトセンター

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

以下のシステムおよび資機材を整備し、適切に維持管理していくものとする。

ア システム

(7) 滋賀県環境放射線モニタリングシステム

- 原子力災害発生時に、一早く放射性物質の飛来を察知するため、常時、屋外の空間放射線量を定点監視している。
- 平成24年度に整備。長浜市内2か所、高島市内4か所に、固定型モニタリングポスト（原子力防災用モニタリングポスト）を設置。県本庁に中央統制局を設置。また、情報表示機器（テレビモニター）を県本庁新館、長浜市役所、高島市役所に設置。
- 平成25年度に、システム改修を行い、平成26年1月から、BBCびわ湖放送のデータ放送による測定値の情報提供を開始。
- 平成25年度に、商用電源停電時のバックアップのため、固定型モニタリングポスト各局に、非常用ディーゼル発電設備（72時間対応）を整備。

システム概要

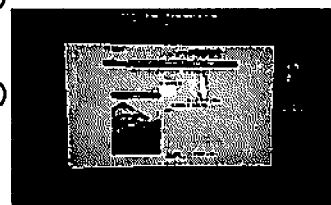
- ・ 固定型モニタリングポストにより空間放射線量を測定（2秒毎（日常の放射線レベル～100mSv/h。災害時の高線量を測定可））。感雨雷器を併設。
- ・ 測定値は、専用通信回線により県本庁内に設置した中央統制局へ伝送され、蓄積（2分毎）・解析（24時間常時監視）。
- ・ 蓄積された測定値は、情報表示機器、県ホームページおよびBBCびわ湖放送のデータ放送を通じて提供（10分毎に更新）。
- ・ 空間放射線量の測定値が一定値を超えた場合や、システム上の障害が発生した場合に異常を警報。夜間においては、音声、FAX、電子メールにより関係者へ通報。

【固定型モニタリングポスト設置場所】

- ① 余呉局：長浜市余呉町中河内（長浜市余呉町中河内字尻江20-1）
- ② 西浅井局：西浅井斎苑（長浜市西浅井町山門茶屋572-96）
- ③ マキノ局：マキノ観光会館（高島市マキノ町牧野234）
- ④ 今津東局：高島市立今津東小学校（高島市今津町弘川59）
- ⑤ 今津西局：高島市立今津西小学校（高島市今津町保坂796-1）
- ⑥ 朽木局：高島市朽木支所（高島市朽木市場604）

【ホームページURL】

- ① パソコン用：<http://shiga-houshasen.info/>
- ② 携帯電話用：<http://www.shiga-houshasen.info/i/>

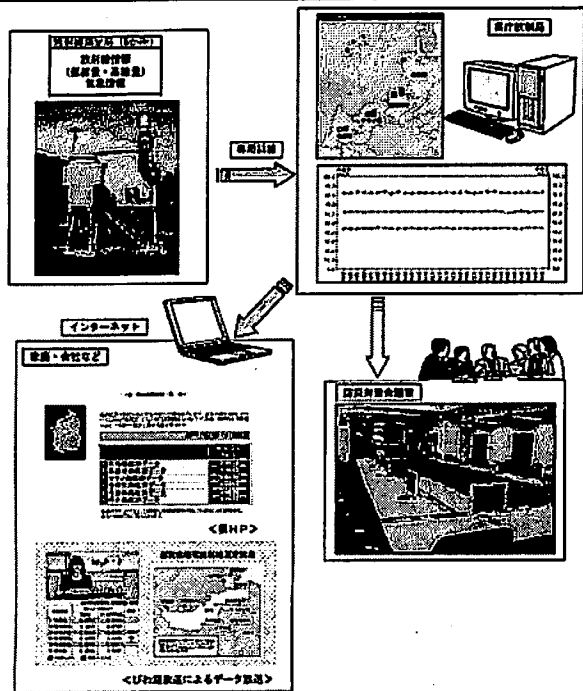


情報表示機器
（テレビモニター）

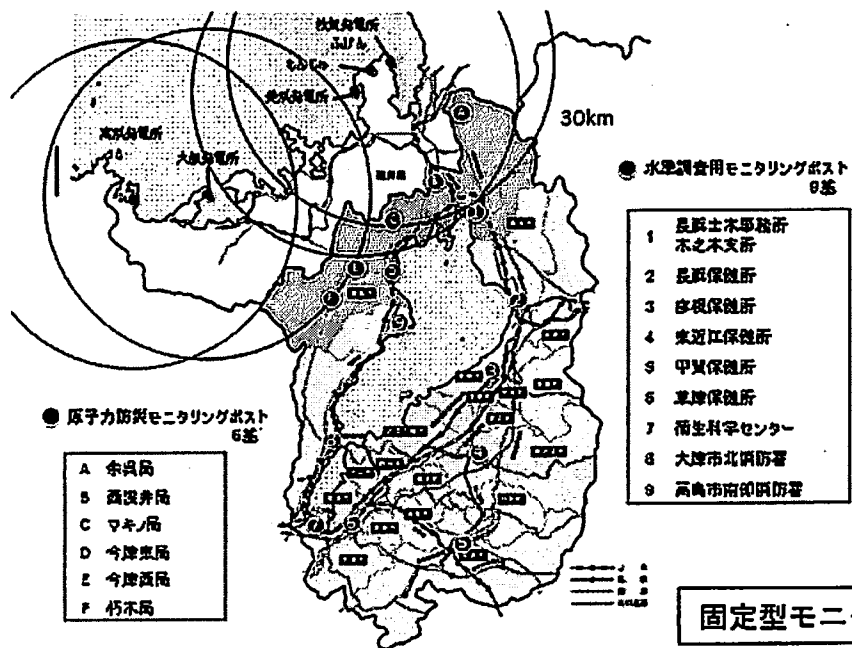
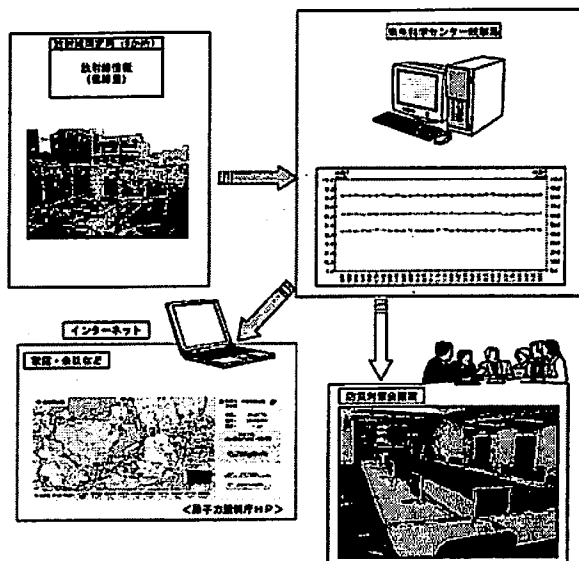
◎ 水準調査用モニタリングシステム（健康医療福祉部衛生科学センター所管）

- 各都道府県が原子力規制委員会からの委託を受け、環境に存在する自然放射線（能）レベルと、人間の活動により付加される放射線（能）レベルの調査を行うため、常時、屋外の空間放射線量率（平常時の低線量を対象）を定点監視している。測定結果は、原子力規制委員会ホームページで公開されている。
- 滋賀県内においては、9か所に水準調査用モニタリングポスト（固定型）が設置されている。

滋賀県環境放射線モニタリングシステム イメージ図



水準調査用モニタリングシステム イメージ図



固定型モニタリングポスト配置

原子力防災用モニタリングポスト一覧

名称	所在地						空間線量率測定器		発電所からの方位・概算距離					
	住所	施設名	緯度 (度' 分' 秒)	経度 (度' 分' 秒)	標高 (m)	放射線計測 装置高さ (m)	低線量型	高線量型	方位	方位	方位	方位	方位	方位
									方位	方位	方位	方位	方位	方位
									概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)
1 余呉局	高浜市 余呉町中河内字沢江20-1	-	25° 09' 53"	136° 0' 35"	411	6.5	NaI シンチレーション	電離箱	南東	東南東	南東	東南東	東北東	東北東
									18.1	17.8	17.5	18.4	47.9	81.5
2 西浜井局	高浜市 西浜井町山崎572-06	西浜井高岡	35° 33' 17"	136° 7' 37"	213	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南南東	南南東	南南東	南南東	東	東
									24.7	24.9	25.2	22.4	42.8	59.9
3 マキノ局	高島市 マキノ町牧野204	マキノ観光会館	35° 29' 30"	136° 2' 14"	137	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南	南	南	南南東	東	東
									29.1	28.0	28.3	24.5	35.2	48.5
4 今津東局	高島市 今津町1159	高島市立 今津東小学校	35° 24' 28"	136° 1' 51"	93	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南	南	南	南	東南東	東南東
									38.4	37.2	38.8	33.4	37.3	49.5
5 今津西局	高島市 今津町原級795-1	高島市立 今津西小学校	35° 24' 47"	136° 56' 52"	100	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南	南	南	南	東南東	東南東
									33.9	35.8	38.5	32.3	30.9	42.1
6 朽木局	高島市 朽木町404	高島市朽木支所	35° 21' 15"	136° 56' 2"	171	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南南西	南	南南西	南	南東	東南東
									45.9	43.4	45.5	39.0	31.7	41.9

原子力防災用モニタリングポスト測定装置仕様一覧(全局共通)

区分		低線量型	高線量型
測定対象		空間γ線	空間γ線
測定範囲		B.G.～10μGy/h	B.G.～100nGy/h
検出部仕様	検出器	2" φ×2" NaIシンチレーション検出器	球形加圧電離箱
	構造	防水、保温、断熱構造 保護等級 IP X3 (JIS C 0920)相当	防水、保温、断熱構造
	断熱保護力バ	CFRP 1mm厚	CFRP 1mm厚
	加温装置	外気温-10℃以上に対して、検出部内部温度を+25℃以上に加温する温度制御回路	外気温-10℃以上に対して、検出部内部温度を+25℃以上に加温する温度制御回路
測定値		2分値(積算値)、10分値(平均値)、1時間値(平均値)	2分値(積算値)、10分値(平均値)、1時間値(平均値)

(イ) モニタリング情報共有システム (平成26年度末導入予定)

- 公益財団法人原子力安全技術センターが運営するモニタリング情報共有システム (RAMISES (*)) を導入したもの (平成27年3月末導入予定)。

(*) Radiation Monitoring Information Sharing for Emergency Support

- RAMISES専用ネットワーク (高速回線、IP-VPN) により固定型モニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等のシステム、RAMISES専用端末を結び、全測定機器の測定結果をリアルタイムかつ一元的に集約して、防災拠点 (原子力規制庁緊急時対応センター (ERC)、オフサイトセンター (OFC)、緊急時モニタリングセンター (EMC)、府県庁、環境監視センター等) および関係者間に迅速かつ分かりやすく情報共有する。

(ウ) 原子力防災ネットワークシステム

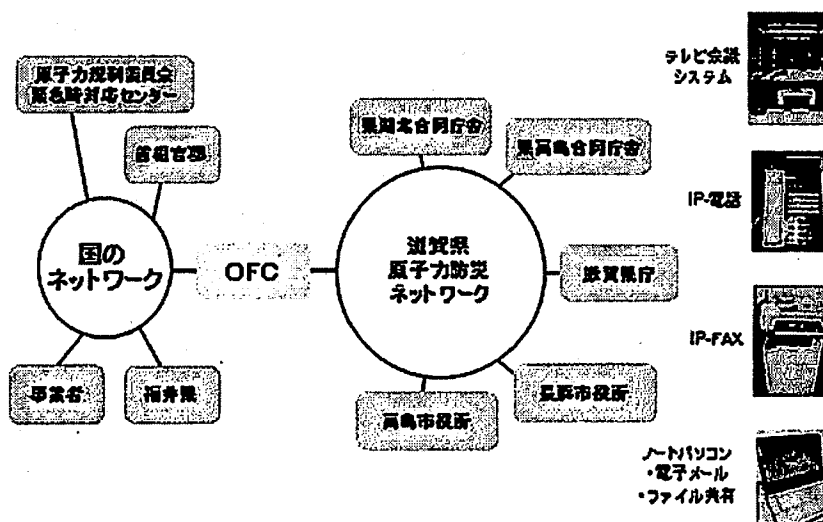
○ 国は、原子力災害発生時等における国と地方公共団体等の間の通信連絡体制を確保し、その連携を強化するため、全国規模のネットワークを構築している。
（「統合原子力防災ネットワーク」）

○ 滋賀県においても、「滋賀県原子力防災ネットワークシステム」として、平成24年度に、県本庁舎、湖北合同庁舎、高島合同庁舎、長浜市役所および高島市役所を専用回線（地上系）により接続するシステムを整備し、オフサイトセンター（OFC）を通じて国の「統合原子力防災ネットワーク」と相互接続している。

※ 地上系回線の途絶に備え、衛星回線によるバックアップ設備も整備（衛星回線は、県本庁舎とオフサイトセンターのみ）

○ システムは、テレビ会議システム、IP-電話、IP-FAX、ノートパソコンで構成されている。

原子力防災ネットワークの構成



拠点	テレビ会議システム	IP-電話	IP-FAX	ノートパソコン・電子メール・ファイル共有
福井県敦賀原子力防災センター（敦賀OFC）	国が整備したテレビ会議システムに接続可能	3	1	1
福井県美浜原子力防災センター（美浜OFC）		3	1	1
福井県大飯原子力防災センター（大飯OFC）		3	1	1
福井県高浜原子力防災センター（高浜OFC）		3	1	1
県本庁舎	1	3	1	1
県湖北合同庁舎	1	1	1	1
県高島合同庁舎	1	1	1	1
長浜市役所	1	1	1	1
高島市役所	1	1	1	1

イ 放射線モニタリング機器

(7) モニタリング車



○ ワゴン型の車両に、空間放射線量測定装置、風向・風速測定装置、位置測定装置（GPS）、ダスト・ヨウ素測定装置およびデータ処理装置を搭載。

○ エンジン直結型の発電機から電源を供給。どこでも測定が可能。

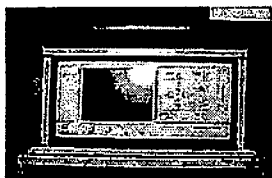
○ 位置測定装置（GPS）による位置情報により、パソコンで表示した地図上に測定場所と測定値を自動で表示。

○ 測定値は、携帯回線を通じて伝送可能。

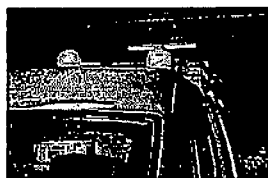
【配備場所】長浜土木事務所、高島土木事務所 各1台

◇空間放射線量測定装置

- ・ 低線量（ $<10,000\text{nGy/h}$ ）をNaI検出器で検出し、高線量（ $>10,000\text{nGy/h}$ ）を半導体検出器で測定。
- ・ 線量率、計数率、空間γ線スペクトル（低線量）等を表示。また、いずれのデータも一連の測定単位ごとに最大値、最小値、平均値を同時に求める。



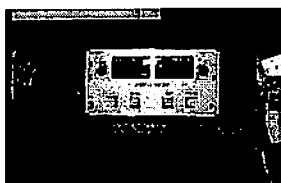
（空間放射線量測定装置）



（検出器）

◇風向・風速測定装置

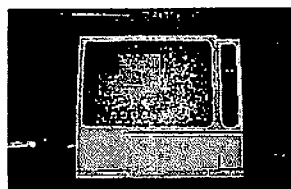
- ・ 車両ルーフデッキに設置された風向・風速計により測定し、データ処理装置に記録。



（ローテータ表示部）

◇位置測定装置（GPS）

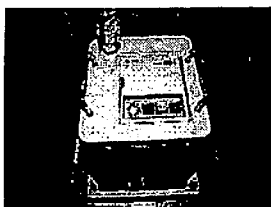
- ・ 測定地点の位置情報を取得し、放射線等測定データの地図表示に活用。



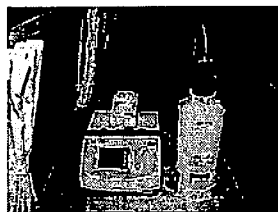
（GPS表示部）

◇ダスト・ヨウ素測定装置

- ・ 車両ルーフの空気吸入口からダスト・ヨウ素吸引装置を用いてダスト測定用フィルターに集塵する。同時に、ダスト測定用フィルターを通過した放射性ヨウ素をヨウ素測定用フィルターに集塵後、直ちに放射性ヨウ素濃度を測定。

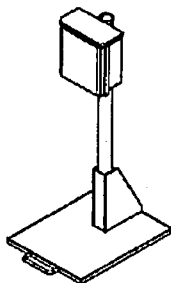


（ヨウ素・ダストサンブラ）



（ヨウ素測定装置）

(イ) 可搬型モニタリングポスト(平成26年度末導入予定)

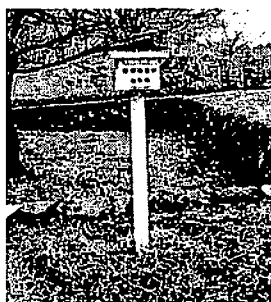


○ 固定型モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する可搬型のガンマ線空間線量率測定器。緊急時における放射性プルームの流れや汚染状況の把握のため、迅速に所定の場所に設置して線量率の経時変化を監視する。

○ 野外の任意の場所に設置して測定を可能にするために、電源はバッテリーで供給され、構造的には全天候型(防雨、防滴型)となっている。

【導入予定台数】12台

(ウ) 積算線量計



○ 環境中の放射線を3か月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する線量計。

【設置場所】UPZ圏内の小・中学校等

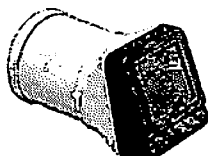
11地点(長浜市5地点、高島市6地点)

長 浜 市 内	①長浜市立杉野小学校	高 島 市 内	①高島市立マキノ北小学校
	②長浜市立西浅井中学校		②高島市立マキノ南小学校
	③長浜市立永原小学校		③高島市立今津北小学校
	④長浜市立鏡岡中学校		④高島市立朽木中学校
	⑤長浜市役所北部振興局		⑤高島市立朽木西小学校
			⑥椋川山の子学園

(イ) サーベイメータ(平成27年3月末現在)

機器名		県保有数量	配 備 先													貸出先		
			本 庁	長 浜 土 木 事 務 所	高 島 土 木 事 務 所	湖 東 土 木 事 務 所	東 近 江 土 木 事 務 所	甲 賀 土 木 事 務 所	南 部 土 木 事 務 所	湖 北 健 康 福 祉 事 務 所 （長 浜 保 健 所）	高 島 健 康 福 祉 事 務 所 （高 島 保 健 所）	振 興 湖 北 農 業 事 務 所 村	振 興 高 島 農 業 事 務 所 村	家 畜 保 健 所	水 産 試 験 場	警 察 本 部	長 浜 市	高 島 市
①	電離箱式サーベイメータ	33	1	2	2										14	6	6	2
②	NaIシンチレーション式サーベイメータ	19		2	3	1	1	1	1	1			1	1			6	
③	GM管式サーベイメータ	22	3	2	3	1	1	1	1			1	1	2	1		4	1
④	簡易サーベイメータ	46	6													20	20	
⑤	放射線量率データパネル	6														3	3	

① 電離箱式サーベイメータ



空間放射線量率の測定に使用
(主に高線量)

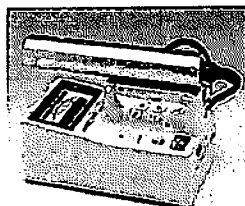
(例) 日立70kV 加製 ICS-323C

測定範囲

: 1 cm線量当量率
1 μ Sv/h $\sim$ 300mSv/h

: 積算 1 cm線量当量
0.3 $\sim$ 10 μ Sv

② NaIシンチレーション式
サーベイメータ



空間放射線量率の測定に使用
(主に低線量)

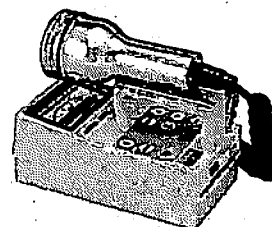
(例) 日立70kV 加製 TCS-172B

測定範囲

: 1 cm線量当量率
バックグラウンド $\sim$ 30 μ Sv/h

: 計数率
0 $\sim$ 30ks-1

③ GM管式サーベイメータ



表面汚染の測定に使用

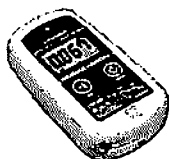
(例) 日立70kV 加製 TGS-146B

測定レンジ

: 計数率
0 $\sim$ 999min-1、
1.00 $\sim$ 9.99kmin-1、
10.0 $\sim$ 99.9kmin-1

: 計数
0 $\sim$ 999999counts

④ 簡易サーベイメータ



(例) 堀場製作所製 Radi PA-1100

測定範囲: 0.001 $\sim$ 9.999 μ Sv/h / 10.00 $\sim$ 19.99 μ Sv/h

(デジタル4桁表示自動切替)

配置場所	配備台数
余呉支所	1
余呉小学校	2
杉野小学校	1
杉野中学校	2
西浅井支所	1
塩津小学校	2
鏡岡中学校	2
よご認定こども園	2
北部振興局	1
永原小学校	2
西浅井中学校	2
にしあざい認定こども園	2
小 計	20

長浜市内
(12か所)

配置場所	配備台数
マキノ中学校	1
マキノ東小学校	1
マキノ西小学校	1
マキノ南小学校	1
マキノ北小学校	1
マキノ北小学校在原分校	1
朽木西小学校	1
今津中学校	1
今津東小学校	1
今津西小学校	1
今津北小学校	1
今津東保育園	1
広瀬小学校	1
古賀保育園	1
湖西中学校	1
新旭北小学校	1
静里なのはな園	1
大師山さくら園	1
マキノ支所	1
朽木支所	1
小 計	20

高島市内
(20か所)

⑤ 放射線量率データパネル



(例) Sparing-Vist Center社製 IT-09T

測定範囲：0.01～10Sv/h

※ 時刻、外気温度表示機能あり。

配置場所（6か所）	
長 浜 市 内	長浜市役所北部振興局
	余呉支所
	西浅井支所
高 島 市 内	高島市役所
	マキノ支所
	針畑郷山村都市交流館「山帰来」

(オ) 可搬型ダストサンプラ

大気中の放射能濃度を測定するため、大気中の浮遊粒子状物質（SPM）をろ紙上にろ過捕集することにより採取する装置

【配備場所】長浜土木事務所、高島土木事務所 各1台

ウ 放射性核種分析装置

(7) ガンマ線核種分析装置（ゲルマニウム半導体検出器）

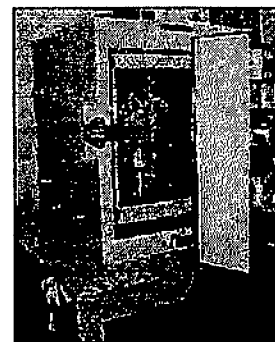
○ 精密分析に使用。

○ 優れたエネルギー分解能により、低濃度まで正確に、多くの核種を同時に測定。土壌、農産物等多くの環境試料の核種測定を簡便かつ精度良く行うことが可能。

○ ゲルマニウム検出器、マルチチャンネル波高分析器および解析コンピュータから構成される。

【設置場所】衛生科学センター

【設置台数】3台（うち原子力防災専用1台）



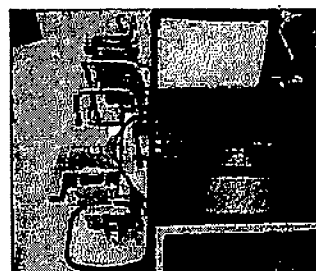
(イ) NaIシンチレーションスペクトロメータ

○ 簡易分析に使用。

○ 検出器の感度が高いため、短時間で測定が可能（10～15分程度）。

【設置場所】衛生科学センター

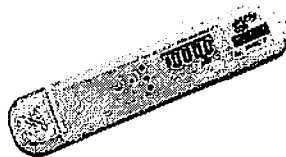
【設置台数】2台



エ 防護資機材（平成27年3月末現在）

機器名		県保有数量	配 備 先													貸出先			
			本 庁	長 浜 土 木 事 務 所	高 島 土 木 事 務 所	湖 東 土 木 事 務 所	東 近 江 土 木 事 務 所	甲 賀 土 木 事 務 所	南 部 土 木 事 務 所	湖 北 健 康 福 祉 事 務 所 （長 浜 保 健 所）	高 島 健 康 福 祉 事 務 所 （高 島 保 健 所）	振 興 湖 北 農 業 事 務 所 村	振 興 高 島 農 業 事 務 所 村	家 畜 保 健 試 験 場	水 産 試 験 場	警 察 本 部	長 浜 市	高 島 市	湖 北 地 域 消 防 本 部
①	個人被ばく線量計	171	8	7	7	5	5	5	5							105		16	8
②	全面マスク	144		4	4							3	3	1	1			120	8
③	全面マスク用吸収缶	288		8	8							6	6	2	2			240	16
④	自給式呼吸器	2																	2
⑤	防護服セット ・タイベックスーツ ・N95マスク ・保護メガネ ・インナー手袋 ・アウター手袋 ・シューズカバー	1144	200	108	108	100	100	100	100			6	6	2	2		70	202	40
⑥	綿手袋（夏用）	314															72	202	40
⑦	密閉型防護服 （警察仕様）	858														858			
⑧	防護靴	429														429			
⑨	除染テント	1																	1

① 個人被ばく線量計
（ポケット線量計）



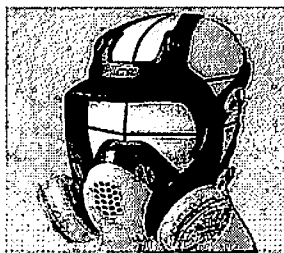
（例）日立70447 加製 PDM-222VB

測定範囲

： 1 μ Sv～10Sv

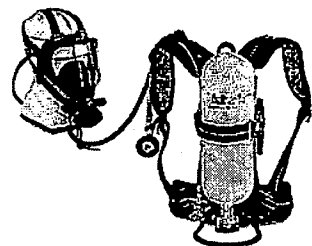
： 1 μ Sv/h～1 Sv/h

②／③ 全面マスク／吸収缶



浄化式呼吸保護具の一つで顔全体をカバーする。

④ 自給式呼吸器



高圧空気容器（空気ボンベ）からの圧縮空気を、そく止弁、減圧弁、プレッシャデマンド弁又はデマンド弁を通して、着用者に供給する。

⑤ 防護服セット

放射性物質が存在したり、放射線を浴びたりする危険がある場所で作業をする際に身につけて、被ばくによる人体への被害をやわらげる特殊な衣服のセット



2 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの測定項目等

施設敷地緊急事態以降に実施する緊急時モニタリングに迅速かつ的確に移行できるよう、警戒事態時の測定項目等も併せて整理している。

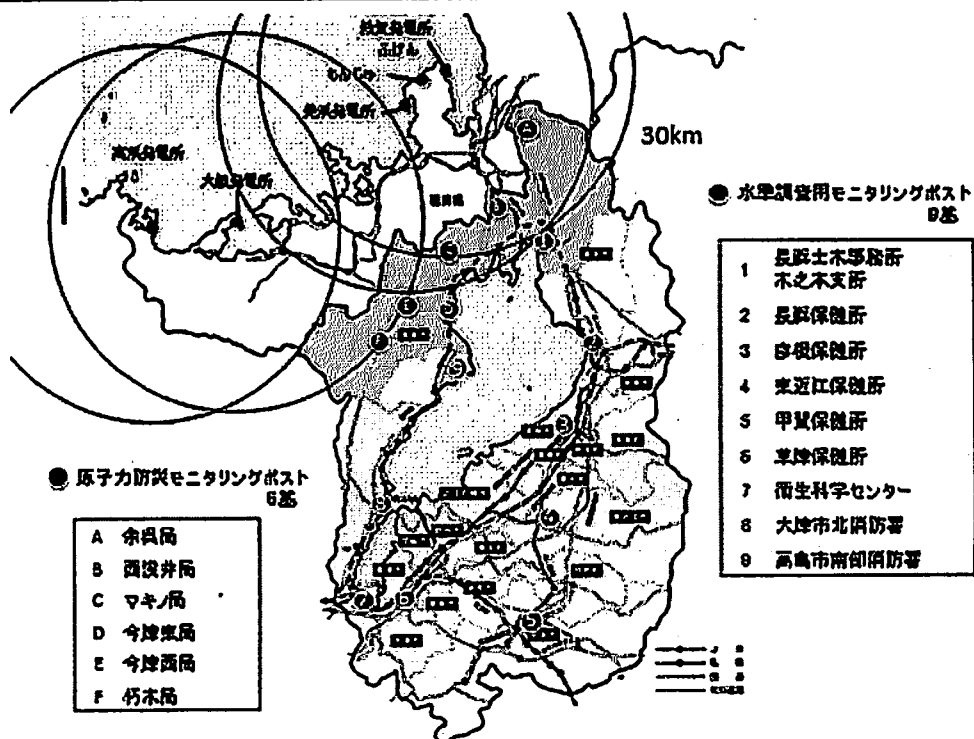
なお、本実施要領では、UPZ内（30km内および県版UPZ内）の測定項目等を中心に整理しているが、滋賀県緊急時モニタリング計画に記載のとおり、事態の状況を踏まえ必要に応じて、国等の協力を得る中でUPZ外におけるモニタリングを検討し、実施する。

ア 空間線量率

(7) 固定観測局による測定

次の固定観測局において、空間線量率の24時間連続測定を行う。

	固定観測局設置場所	対象小学校区に係るUPZ区分
原子力防災用	1 余呉 (長浜市余呉町中河内字尻江20-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	2 西浅井 (長浜市西浅井町山門茶屋572-96)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	3 マキノ (高島市マキノ町牧野234)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	4 今津東 (高島市今津町弘川59)	UPZ30km内 (美浜)
	5 今津西 (高島市今津町保坂796-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜、大飯)
	6 朽木 (高島市朽木市場604)	UPZ30km内 (大飯)
水準調査用	1 木之本合同庁舎 (長浜市木之本町黒田1234)	県版UPZ内
	2 長浜保健所 (長浜市平方町1152-2)	—
	3 彦根保健所 (彦根市和田町41)	—
	4 東近江保健所 (東近江市八日市緑町8-22)	—
	5 甲賀保健所 (甲賀市水口町水口6200)	—
	6 草津保健所 (草津市草津三丁目14-75)	—
	7 衛生科学センター (大津市御殿浜13-45)	—
	8 大津市北消防署 (大津市真野2-23-1)	—
	9 高島市南部消防署 (高島市安曇川町青柳696-1)	—



(4) 可搬型モニタリングポストによる測定

警戒事態以降、事故発生の場所（対象の原子力施設）や事態の進展に応じて、原則として、以下の候補場所から設置場所を選定の上、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の24時間連続測定を行う。

なお、可搬型モニタリングポストが整備されるまでの間および可搬型モニタリングポスト整備後もその数が不足する場合は、モニタリング車またはサーベイメータによる測定をもって代替する。

可搬型モニタリングポスト設置候補場所		対象小学校区に係るUPZ区分
長浜市内	1 長浜市余呉支所 (長浜市余呉町中之郷2434)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	2 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	3 長浜市西浅井支所 (長浜市西浅井町大浦2590)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	4 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	5 長浜市立高時小学校 (長浜市木之本町石道1079-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	6 長浜市立伊香具小学校 (長浜市木之本町大音1114)	UPZ30km内 (美浜)
	7 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	県版UPZ内
	8 長浜市立富永小学校 (長浜市高月町井口160)	県版UPZ内
	9 長浜市立七郷小学校 (長浜市高月町唐川248)	県版UPZ内
	10 長浜市立古保利小学校 (長浜市高月町西柳野38)	県版UPZ内
	11 長浜市高月支所 (長浜市高月町渡岸寺160)	県版UPZ内
	12 長浜市立小谷小学校 (長浜市小谷丁野町524)	県版UPZ内
	13 長浜市立速水小学校 (長浜市湖北町速水2561-1)	県版UPZ内
高島市内	14 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	15 高島市立マキノ東小学校 (高島市マキノ町海津2384)	UPZ30km内 (美浜)
	16 高島市マキノ支所 (高島市マキノ町沢1410)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	17 高島市今津町天増川 (高島市今津町天増川)	UPZ30km内 (敦賀、美浜、大飯)
	18 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)	UPZ30km内 (美浜)
	19 高島市朽木麻生 (高島市朽木麻生)	UPZ30km内 (大飯)
	20 朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	UPZ30km内 (大飯、高浜)
	21 高島市立広瀬小学校 (高島市安曇川町下古賀1182)	UPZ30km内 (大飯)
	22 高島市立新旭北小学校 (高島市新旭町饗庭26)	県版UPZ内
	23 高島市役所 (高島市新旭町北畑565)	県版UPZ内

(ウ) モニタリング車による測定

警戒事態以降、事故発生の場所（対象の原子力施設）や事態の進展に応じて、原則として、以下の候補ルートからルートを選定の上、移動サーベイ（または走行サーベイ）を行う。

移動サーベイ（または走行サーベイ）候補ルート		
長浜市内	ルート①	湖北合同庁舎→高時小学校→伊香具小学校→西浅井中学校→湖北合同庁舎
	ルート②	湖北合同庁舎→速水小学校→小谷小学校→富永小学校→七郷小学校→古保利小学校→湖北合同庁舎
高島市内	ルート③	高島合同庁舎→今津北小学校→マキノ東小学校→マキノ北小学校→高島合同庁舎
	ルート④	高島合同庁舎→新旭北小学校→高島合同庁舎

イ 積算線量

警戒事態以降、原則として、以下の調査地点で定期的に積算線量を測定する。

調査地点		対象小学校区に係るUPZ区分
長浜市内	1 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	県版UPZ内
	2 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	3 長浜市立鏡岡中学校 (長浜市余呉町中之郷1030)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	4 長浜市立永原小学校 (長浜市西浅井町大浦167)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	5 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
高島市内	6 高島市立マキノ南小学校 (高島市マキノ町新保887)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	7 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	8 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)	UPZ30km内 (美浜)
	9 椋川山の子学園 (高島市今津町椋川514)	UPZ30km内 (敦賀、美浜、大飯)
	10 高島市立朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	UPZ30km内 (大飯、高浜)
	11 高島市立朽木中学校 (高島市朽木市場1055)	UPZ30km内 (大飯)

ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があった場合、原則として、以下の候補地点から採取地点を選定の上、可搬型ダストサンブラを用いて試料を採取し、測定を行う。

大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料採取候補地点（緊急時）		UPZ区分	備考
長浜市内	1 余呉 (長浜市余呉町中河内字尻江20-1)	UPZ30km内	固定観測局（原子力防災用）設置場所にて採取
	2 西浅井 (長浜市西浅井町山門茶屋572-96)	UPZ30km内	
	3 木之本合同庁舎 (長浜市木之本町黒田1234)	県版UPZ内	固定観測局（水準調査用）設置場所にて採取
	4 長浜保健所 (長浜市平方町1152-2)	—	
高島市内	5 マキノ (高島市マキノ町牧野234)	UPZ30km内	固定観測局（原子力防災用）設置場所にて採取
	6 今津東 (高島市今津町弘川59)	UPZ30km内	
	7 今津西 (高島市今津町保坂796-1)	UPZ30km内	
	8 朽木 (高島市朽木市場604)	UPZ30km内	
	9 高島市南部消防署 (高島市安曇川町青柳696-1)	—	固定観測局（水準調査用）設置場所にて採取

エ 環境試料中の放射性物質濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間線量率の測定結果が $0.5\mu\text{Sv/h}$ を超える地域について、原則として、以下の候補から採取試料を選定の上、試料を採取（入手）し、測定を行う。

※ 収穫期にある露地野菜（特に、葉菜）を優先的に採取し、測定を行う。

環境試料候補（緊急時）					UPZ区分	備考	
調査対象							
試料区分	試料名	部位	採取量	測定項目	採取地点		
農作物	露地野菜	可食部		ガンマ線 放出核種			
	えんどう類		2 kg		長浜市内各小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	4～5月
	ばれいしょ		2 kg		長浜市内各小学校区		6月
	たまねぎ		2 kg		長浜市内各小学校区		6月
					高島市内生産のある小学校区		
	きゅうり	2 kg	長浜市内各小学校区		7～9月		
	なす	2 kg	長浜市内各小学校区		7～9月		
			高島市内生産のある小学校区				
	すいか	2 kg	長浜市内各小学校区		7～9月		
			高島市内生産のある小学校区				
	かぼちゃ	2 kg	高島市内生産のある小学校区		7～9月		
	まくわ	2 kg	高島市内生産のある小学校区		7～9月		
	だいこん	2 kg	長浜市内各小学校区		10～3月		
			高島市内生産のある小学校区				
	キャベツ	2 kg	長浜市内各小学校区		10～3月		
			高島市内生産のある小学校区				
	はくさい	2 kg	長浜市内各小学校区		10～3月		
	ねぎ	2 kg	長浜市内各小学校区		10～3月		
	ブロッコリー	2 kg	長浜市内各小学校区		10～3月		
		2 kg	長浜市内各小学校区		10～3月		
ハウレンソウ			近江八幡市（農業技術振興センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。		
かぶ		2 kg	高島市内生産のある小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	10～3月		

環境試料候補（緊急時）						UPZ区分	備考	
調査対象				測定項目	採取地点			
試料区分	試料名	部位	採取量					
農作物	米	子実	3 kg	ガンマ線 放出核種	長浜市内各小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	9～10月	
					高島市内各小学校区			
	精米	子実	3 kg		近江八幡市（農業技術振興センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。	
		麦	子実		5 kg	長浜市内生産のある小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	6月
					高島市内生産のある小学校区	10～11月		
	大豆	子実	5 kg		長浜市内各小学校区			
					高島市内生産のある小学校区			
	果樹	可食部						
		イチジク			5 kg	高島市内生産のある小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	8月～10月
						高島市内生産のある小学校区		9～11月
		カキ			5 kg	高島市内生産のある小学校区	5月	
	茶	葉部	2 kg					
畜産物	牛乳	原乳	3 L	ガンマ線 放出核種	日野町（畜産技術振興センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。	
					長浜市西浅井町塩津浜	UPZ30km内	塩津小学校区 酪農・肉用牛兼業農家	
					高島市今津町岸脇	県版UPZ内	今津東小学校区 酪農・肉用牛兼業農家	
					高島市今津町浜分	県版UPZ内	今津東小学校区 酪農家	
					高島市朽木宮前坊	県版UPZ内	朽木東小学校区 酪農・肉用牛兼業農家	
					高島市安曇川町田中	県版UPZ内	安曇小学校区 酪農家	
					高島市榊戸	—	高島小学校区 酪農家	
					※各酪農家においては、屋外の野草等を飼料とする飼養形態をとっておらず、防護措置の実施の判断材料にはなりにくいことに留意。			

※各酪農家においては、屋外の野草等を飼料とする飼養形態をとっておらず、防護措置の実施の判断材料にはなりにくいことに留意。

環境試料候補（緊急時）					測定項目	採取地点	UPZ区分	備考
調査対象								
試料区分	試料名	部位	採取量					
水産物 ※陸上養殖を除き、漁業者の漁獲物を試料に用いることを想定しているため、状況によっては、試料の入手が困難となることがあり得ることに留意。	琵琶湖（アユ、ビワマス、ホンモロコ、ニゴロブナ、ギンブナ、イサザ、オオクチバス、ブルーギル、スジエビ、セタシジミ等）	全体（ビワマス等筋肉部のみ食べる魚は筋肉）	3kg	ガンマ線放出核種	長浜市地先琵琶湖	—	朝日漁協、西浅井漁協エリ（小型定置網）漁業、刺網漁業、沖びき網漁業、貝びき網漁業 7月：11～8月 ビワマス：12～9月 ※沖びき網および貝びき網は5～7月の間操業禁止	
					高島市地先琵琶湖	—	海津漁協、百瀬漁協、浜分漁協、湖西漁協エリ（小型定置網）漁業、刺網漁業、沖びき網漁業、貝びき網漁業 7月：11～8月 ビワマス：12～9月 ※沖びき網および貝びき網は5～7月の間操業禁止	
	湖沼（ワカサギ、コイ、フナ、モロコ、ウナギ）	全体（コイ、フナの大型魚とウナギは筋肉）	3kg		余呉湖	UPZ30km内	余呉湖漁協 共同漁業権	
	養殖魚（イワナ）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		長浜市余呉町柳ヶ瀬	UPZ30km内	陸上養殖	
	養殖魚（アユ）	全体	3kg		長浜市菅浦地先琵琶湖	—	西浅井漁協 区画漁業権 6～9月	
	養殖魚（イワナ）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		高島市マキノ町海津	UPZ30km内	陸上養殖	
	養殖魚（コイ、フナ、ビワマス）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		高島市マキノ町知内	UPZ30km内	陸上養殖	
	養殖魚（イワナ）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		高島市朽木宮前坊	県版UPZ内	陸上養殖	
	養殖魚（アマゴ、イワナ）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		高島市朽木小川	—	陸上養殖	
	養殖魚（ホンモロコ）	全体	3kg		高島市新旭町饗庭	県版UPZ内	陸上養殖（水田）4～12月頃	
	養殖魚（アユ）	全体	3kg		高島市新旭町築園	県版UPZ内	陸上養殖	
	養殖魚（アユ、アマゴ、イワナ、ニジマス）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		高島市安曇川西万木	県版UPZ内	陸上養殖	
	養殖魚（ホンモロコ）	全体	3kg		高島市鶴	県版UPZ内	陸上養殖 4～12月頃	
	河川（アユ、ニジマス、アマゴ）	全体（マス類の大型魚は筋肉）	3kg		高時川、杉野川	UPZ30km内 県版UPZ内	高時川漁協 共同漁業権 7月：7～9月 ニジマス・アマゴ：3～9月	
	河川（アユ、アマゴ、イワナ、ウナギ）	全体（マス類の大型魚およびウナギは筋肉）	3kg		杉野川	UPZ30km内 県版UPZ内	杉野川漁協 共同漁業権 7月：7～9月 アマゴ・イワナ：3～9月 ウナギ：解禁日～9月	

環境試料候補 (緊急時)						UPZ区分	備 考
調査対象				測定項目	採取地点		
試料区分	試料名	部位	採取量				
水産物	河川 (アユ、アマゴ、イワナ、ウナギ)	全体 (マス類の大型魚およびウナギは筋肉)	3kg	ガンマ線放出核種	丹生川	UPZ30km内	丹生川漁協 共同漁業権 71 : 7~9月 770・771 : 3~9月 772 : 解禁日~9月
	河川 (アユ、マス、ハス、ウグイ)	全体 (マス、ハス、ウグイの大型魚は筋肉)	3kg		長浜市西浅井町塩浜地先 塩津大川	UPZ30km内	西浅井漁協 共同漁業権 (やな四手網漁業) 3~8月
	河川 (アユ、アマゴ、ウナギ)	全体 (マス類の大型魚およびウナギは筋肉)	3kg		石田川	県版UPZ内	三谷漁協 共同漁業権 71 : 7~9月 770・771 : 3~9月 772 : 解禁日~9月
	河川 (アマゴ)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		森風川	県版UPZ内	三谷漁協 共同漁業権 3~9月
	河川 (アユ、ニジマス、アマゴ、イワナ)	全体 (マス類の大型魚は筋肉)	3kg		鴨川	県版UPZ内	高島鴨川漁協 共同漁業権 71 : 7~9月 770・771・ニジマス : 4~9月
	河川 (アユ)	全体	3kg		安曇川	県版UPZ内	廣瀬漁協 共同漁業権 6~9月
	河川 (アユ、アマゴ、イワナ)	全体 (マス類の大型魚は筋肉)	3kg		安曇川	県版UPZ内	朽木漁協 共同漁業権 71 : 6~9月 770・771 : 3~9月
	河川 (アユ、アマゴ、イワナ)	全体 (マス類の大型魚は筋肉)	3kg		針畑川	UPZ30km内	朽木漁協 共同漁業権 71 : 6~9月 770・771 : 3~9月
	河川 (アユ、マス、ハス、ウグイ)	全体 (マス、ハス、ウグイの大型魚は筋肉)	3kg		高島市マキノ町知内地先 知内川	UPZ30km内	百瀬漁協 共同漁業権 (やな四手網漁業) 3~8月
	河川 (アユ、マス、ハス、ウグイ)	全体 (マス、ハス、ウグイの大型魚は筋肉)	3kg		高島市今津町浜分地先 石田川	県版UPZ内	浜分漁協 共同漁業権 (やな四手網漁業) 3~8月
林産物	生しいたけ	全量	3kg	ガンマ線放出核種	マキノ南小学校区	UPZ30km内	・原木栽培
		全量	3kg		今津西小学校	UPZ30km内	・菌床栽培
		全量	3kg		杉野小学校区	UPZ30km内	・菌床栽培
大気浮遊じん				ガンマ線放出核種	大津市 (衛生科学センター)	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。
降下物				ガンマ線放出核種	大津市 (衛生科学センター)	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。

《中長期における対応を検討》

環境試料候補（緊急時）							UPZ区分
調査対象				測定項目	採取地点		
試料区分	試料名	部位	採取量				
陸土	琵琶湖底質	底質	約 4 kg	ガンマ線放出 核種	南湖唐崎沖中央	—	
	河川底質	底質	約 4 kg		安曇川（常安橋）	—	
陸水	琵琶湖水	表層水	42 L		北湖今津沖中央	—	
		表層水	42 L		南湖唐崎沖中央	—	
	河川水	表層水	42 L		安曇川（常安橋）	—	

(2) 緊急時モニタリング結果の集約

- 緊急時モニタリングの実測値を迅速かつ一元的に把握するため、モニタリング情報共有システムを整備し、活用する。

(3) 緊急時モニタリング結果の取扱い

ア EMC設置前【警戒事態】

- 固定観測局（原子力防災用）による空間線量率の測定結果は、県ホームページ、BBCびわ湖放送データ放送を通じ、10分値をリアルタイムで公表するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいても公表される。
- 固定観測局（水準調査用）による空間線量率の測定結果は、原子力規制委員会ホームページを通じ、10分値がリアルタイムで公表される。
- 可搬型モニタリングポストによる空間線量率の測定結果について、県ホームページを通じ、リアルタイムで公表する。
- モニタリング車およびサーベイメータ等による連続測定以外の空間線量率の測定結果については、企画調整班で整理の上、県ホームページを通じ公表する。
- また、状況に応じ、随時、企画調整班において報道機関向け提供資料を作成し、災害警戒本部事務室および広報課を通じて県政記者クラブへ資料提供を行う。

イ EMC設置後【施設敷地緊急事態以降】

- 固定観測局（原子力防災用）による空間線量率の測定結果は、県ホームページ、BBCびわ湖放送データ放送を通じ、10分値をリアルタイムで公表するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいても公表される。
- 固定観測局（水準調査用）による空間線量率の測定結果は、原子力規制委員会ホームページを通じ、10分値がリアルタイムで公表される。
- 可搬型モニタリングポストによる空間線量率の測定結果について、県ホームページを通じ、リアルタイムで公表する。
- 上記の連続測定以外の空間線量率の測定結果および環境試料の分析結果については、国において妥当性の評価がなされ、その後に公表されることとなっている。

- 国による妥当性評価後の測定結果については、EMCと調整をした上で、県ホームページを通じ公表する。
- また、状況に応じ、随時、企画調整班においてEMCと調整の上、報道機関向け提供資料を作成し、災害対策本部事務局および広報班を通じて県政記者クラブへ資料提供を行う。

(4) 被ばく管理および汚染管理

ア 被ばく管理方法

- 屋外でモニタリング活動を行う要員は、個人被ばく線量計を携帯するものとする（原則、同様の活動を行う2人につき1台）。活動終了後、帰還時に指示値を確認し、所定の様式に記録する。
- 各班長は、記録様式を企画調整班へ提出し、企画調整班において記録を取りまとめ、被ばく管理を行う。
- また、屋外でのモニタリング活動終了後、帰還時に、GM管式サーベイメータにより活動要員および使用資機材の汚染検査を実施し、その結果を所定様式に記録する。
- 各班長は、記録様式を企画調整班へ提出し、企画調整班において記録を取りまとめ、汚染管理を行う。

イ 被ばく管理基準

放射線防護の観点から、緊急時モニタリング要員の活動期間中の外部被ばく線量の上限等を次のとおりとする。

ただし、国から別に示された場合は、この限りでない。

- ① 緊急時モニタリング要員の活動期間中の累計線量限度は、50mSvを上限とする。
- ② 活動開始に当たり、前日までの累計線量が40mSvに達している要員については、それ以上緊急時モニタリング活動に従事させないものとする。
- ③ 緊急時モニタリング活動中に、活動地域（原則小学校区）に設置する固定観測局または可搬型モニタリングポストによる空間放射線量率の測定値が500 μ Sv/h（OIL1基準値）を超過した場合には、速やかに活動を中止するものとする。

ウ 被ばく防止対策

(7) 防護服および防護マスク（全面マスク）の着用または携行

- 原子力施設外部への放射性物質の放出が確認されている場合、または放射性物質による汚染がある場所において活動を行う要員は、防護服および防護マスク（全面マスク）を着用の上、出勤するものとする。
※ 企画調整班は、「実施指示書」においてもその旨を明記するものとするが、万一指示が徹底されない場合には、各班長は企画調整班に確認するとともに、班長または要員の判断で着用し、出勤するものとする。
- 原子力施設外部への放射性物質の放出のおそれがある場合、または放射性物質による汚染のおそれがある場所において活動を行う要員は、防護服セットおよび防護マスク（全面マスク）を携行し、出勤するものとする。
※ 企画調整班は、「実施指示書」においてもその旨を明記するものとするが、万一指示が徹底されない場合には、各班長は企画調整班に確認するとともに、班長または要員の判断で携行し、出勤するものとする。

(イ) 安定ヨウ素剤の携行および服用

- 放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員は、安定ヨウ素剤を携行し、出動するものとする。
 - ※ 企画調整班は、「実施指示書」においてもその旨を明記するものとするが、万一指示が徹底されない場合には、各班長は企画調整班に確認するとともに、班長または要員の判断で携行し、出動するものとする。
- なお、服用については、国の指示を受けて、企画調整班から指示するものとする。

エ 機器の汚染防止対策

- 使用する機器について、表面汚染を防止するため、ビニール袋に入れるなど、必ず養生を行うものとする。
 - ・ 個人被ばく線量計
 - ・ サーベイメータ

※「継続課題」として

緊急時モニタリング活動に使用した車両について、汚染拡大防止の観点からスクリーニングが必要であるが、場所や方法等について確立ができていない。今後の国における検討状況等を踏まえ、継続的に検討し、整理していくものとする。

(5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）

- 緊急時モニタリング計画に則り、具体的な活動内容を整理している。
各要員は、本実施要領記載の活動内容を基本としつつ、状況に応じた適時適切な活動を行うこと。

- 各要員が自らが所属する担当（班）の職務を把握できるよう、各担当（班）別に具体的な活動内容を整理している。

具体的な活動内容を「事態発生前」および「情報収集事態【フェーズ1】」「警戒事態【フェーズ2】」「施設敷地緊急事態【フェーズ3】」「全面緊急事態【フェーズ4】」の4段階の緊急事態区分ごとに、「○企画調整、結果集約・公表」「◎空間線量率測定」「□積算線量測定」「☆大気中放射性ヨウ素濃度測定」「◇環境試料中放射性物質濃度測定」の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示している。

※ 施設敷地緊急事態以降実施する緊急時モニタリングに迅速かつ的確に移行できるよう、警戒事態までの活動内容についても併せて整理している。

緊急事態区分	発生前		情報収集事態				警戒事態				施設敷地緊急事態				全面緊急事態			
モニタリング概要	平常時モニタリング		平常時モニタリングの継続				平常時モニタリングの強化				緊急時モニタリング							
活動項目 ○企画調整、結果集約・公表 ◎空間線量率測定 □積算線量測定 ☆大気中放射性ヨウ素濃度測定 ◇環境試料中放射性物質濃度測定	○企画調整・公表	◎空間線量率	○企画調整・公表	◎空間線量率	□積算線量	☆大気中濃度	◇環境試料中濃度	○企画調整・公表	◎空間線量率	□積算線量	☆大気中濃度	◇環境試料中濃度	○企画調整・公表	◎空間線量率	□積算線量	☆大気中濃度	◇環境試料中濃度	
■宿日直者			○					○					○					
■防災危機管理局原子力防災室	○	◎	○	◎	□			○					○					
■広報課（災害対策本部広報班）			○					○					○					
■防災危機管理局2号体制班																		
総務・広報班			○															
情報・連絡調整班				◎	□													
■県緊急時モニタリング本部																		
企画調整班								○					○					
大気班									◎	□				◎	□	☆		
琵琶湖水班																	◇	
飲料水班																	◇	
農作物班																	◇	
畜産物班																	◇	
水産物班																	◇	
林産物班																	◇	
分析班																	◇	
EMC派遣職員																		
企画調整グループ													○					

<活動概要>

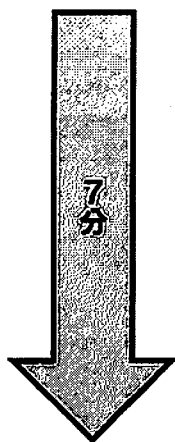
事象の進展	県の活動	(国) 対策拠点 (オフサイトセンター) の活動
-------	------	--------------------------

<福島第一原発事故の状況>

3月11日

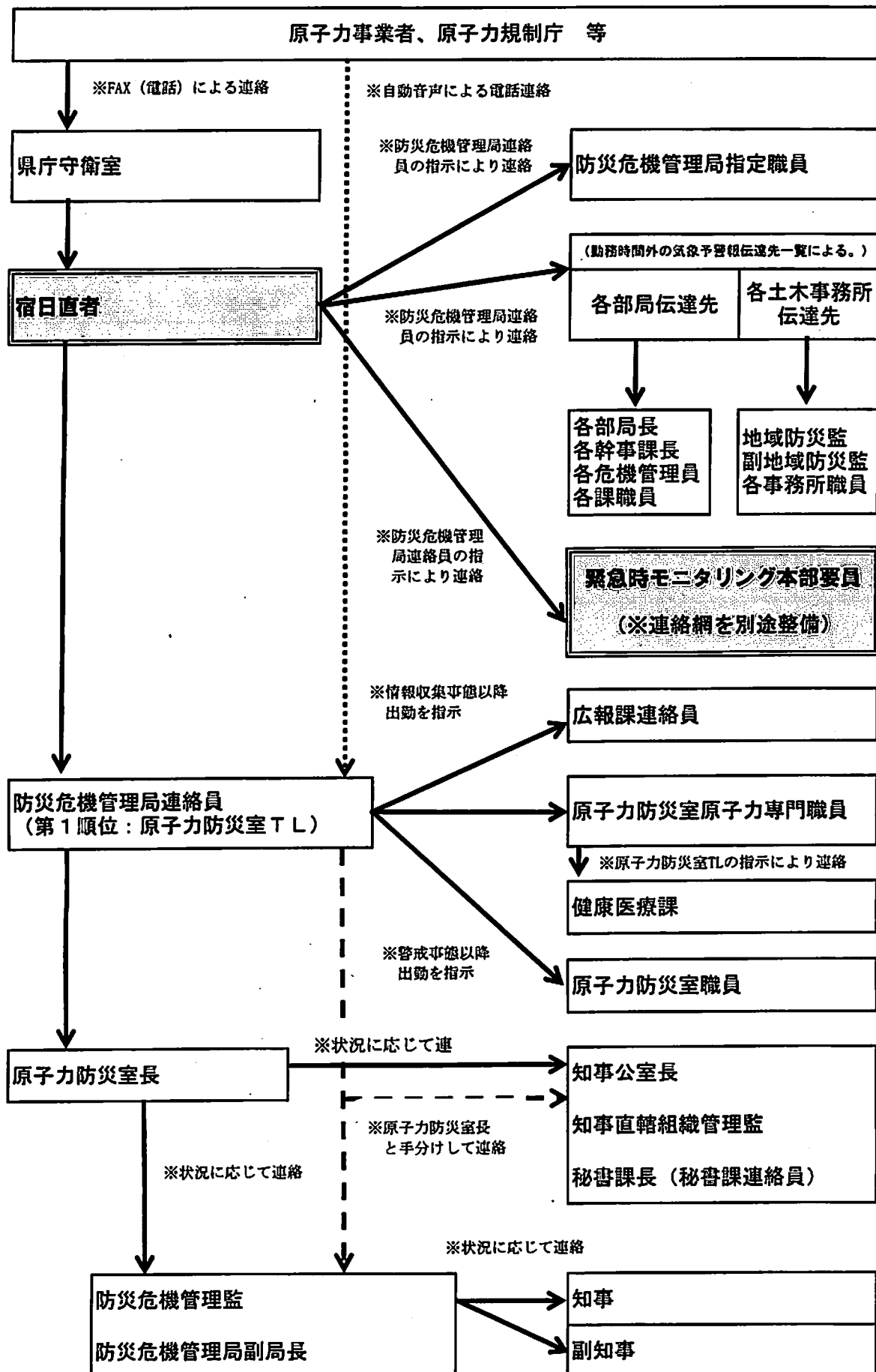
14:46 地震発生

15:35 津波到達

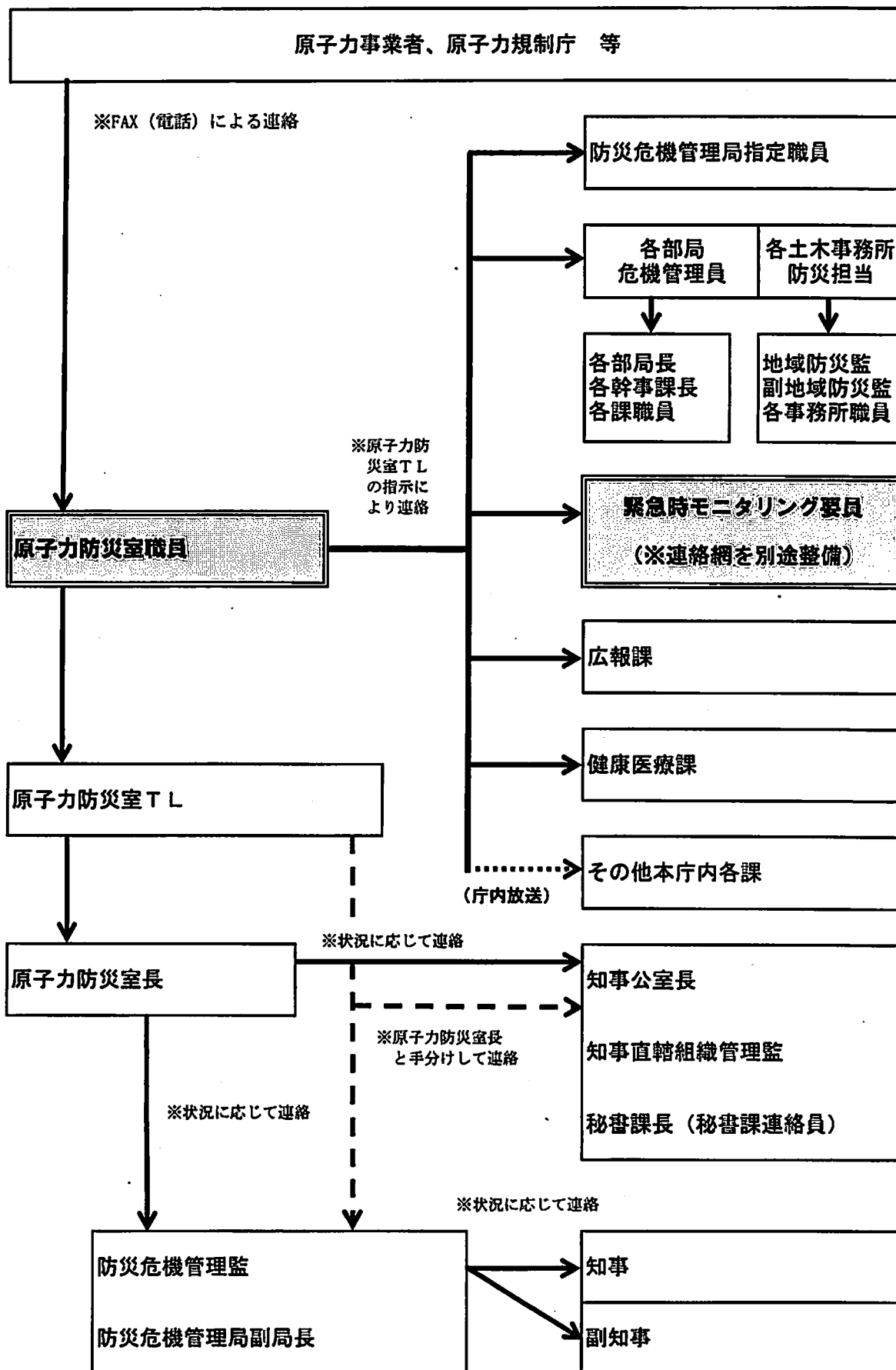


	平常時		・各システム、資機材等メンテナンス			
	トラブル発生		(通常体制)			・情報収集、伝達
	事態情報収集		・要員参集 ・警戒配備体制 (防災危機管理局警戒2号体制対応班)			
	警戒事態		・要員参集 ・災害警戒本部設置 ・災害警戒地方本部設置	・要員参集 ・緊急時モニタリング本部の設置 ・平常時モニタリングの強化 (空間放射線量率測定)	・現地警戒本部設置	
15:42 10条通報 (全交流電源喪失)	緊急事態発生	原災法10条通報	・要員参集 ・災害対策本部設置 ・災害対策地方本部設置	・(国) 緊急時モニタリングセンターへの職員派遣 ・緊急時モニタリングの実施 (空間放射線量率測定)	・現地対策本部設置 ・現地事故対策連絡会議の開催	・緊急時モニタリングセンター設置 ・緊急時モニタリングの実施
16:45 15条該当事象発生報告 (非常用炉心冷却装置注水不能)	全面緊急事態	原災法15条該当事象発生	・対策拠点施設 (オフサイトセンター) への職員派遣		・現地対策本部設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催	
19:03 原子力緊急事態宣言		原子力緊急事態宣言	・30km圏内屋内退避			
		炉心損傷等の通報				
		放射性物質の放出	【0.1L2超】 ・一時移転 (1週間程度内) ・地域生産物の摂取制限 【0.1L1超】 ・即時避難	【0.5μSv/h超】 ・飲食物中の放射性核種濃度測定		
21:23 3km圏内避難、10km圏内屋内退避						
3月12日						
5:44 10km圏内避難			・緊急被ばく医療			
18:25 20km圏内避難			【0.1L6超過】 ・飲食物摂取制限、出荷制限			
		放射性物質放出の停止				
		原子力緊急事態解除宣言				

勤務時間外における第1報受信後の庁内緊急連絡の流れ

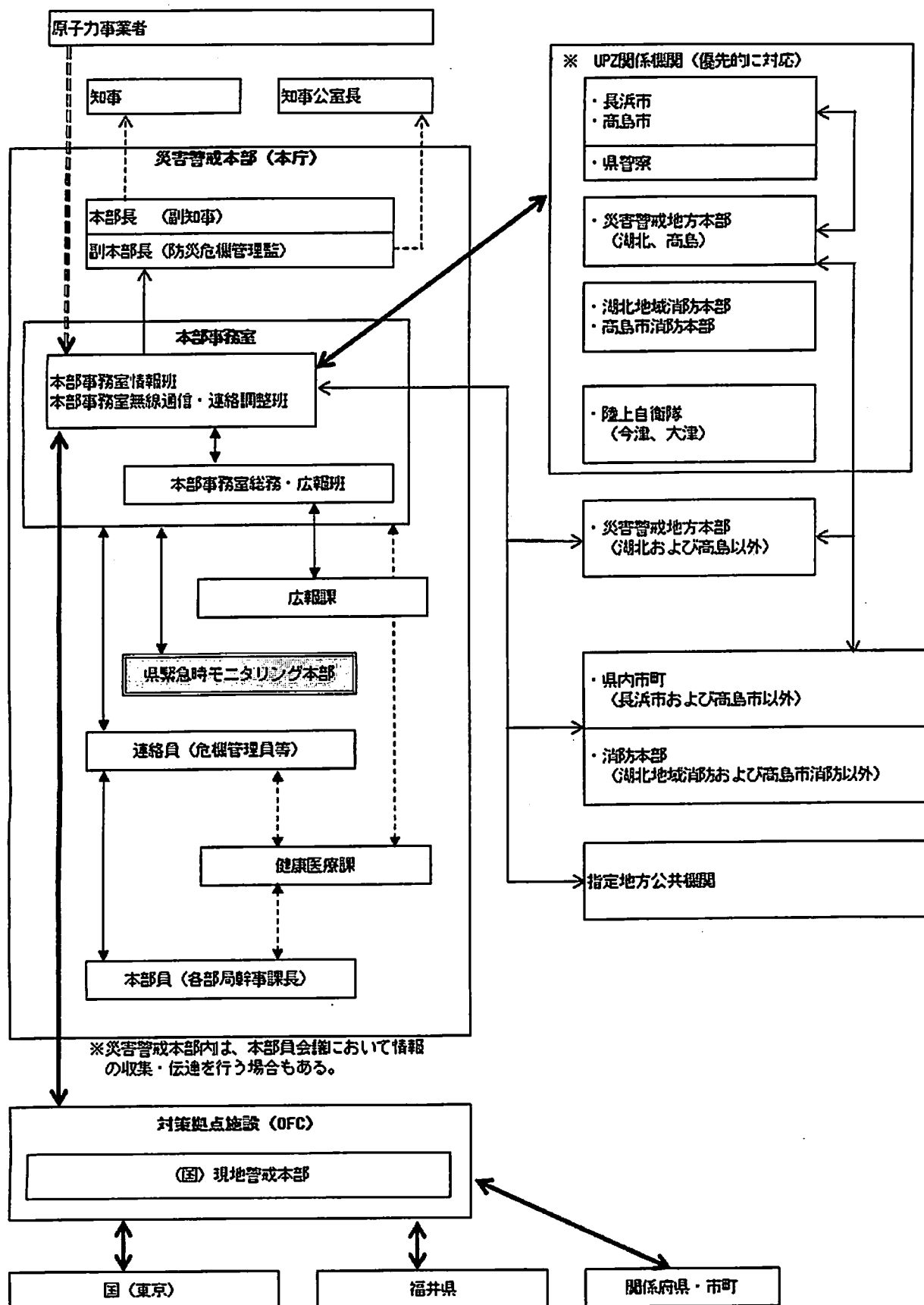


勤務時間内における第1報受信後の庁内緊急連絡の流れ



県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<災害警戒本部設置後>

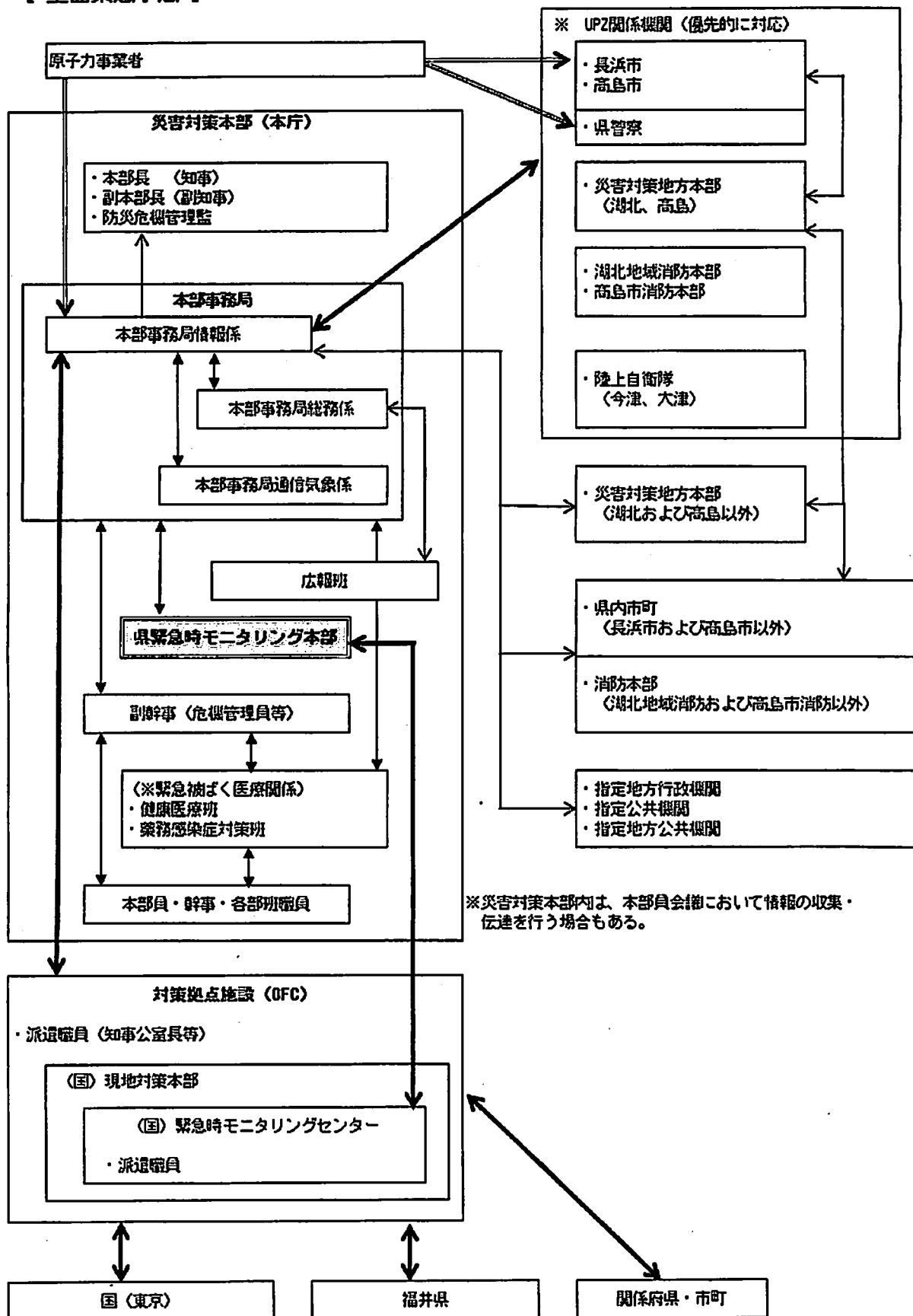
【警戒事態】



県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<災害対策本部設置後>

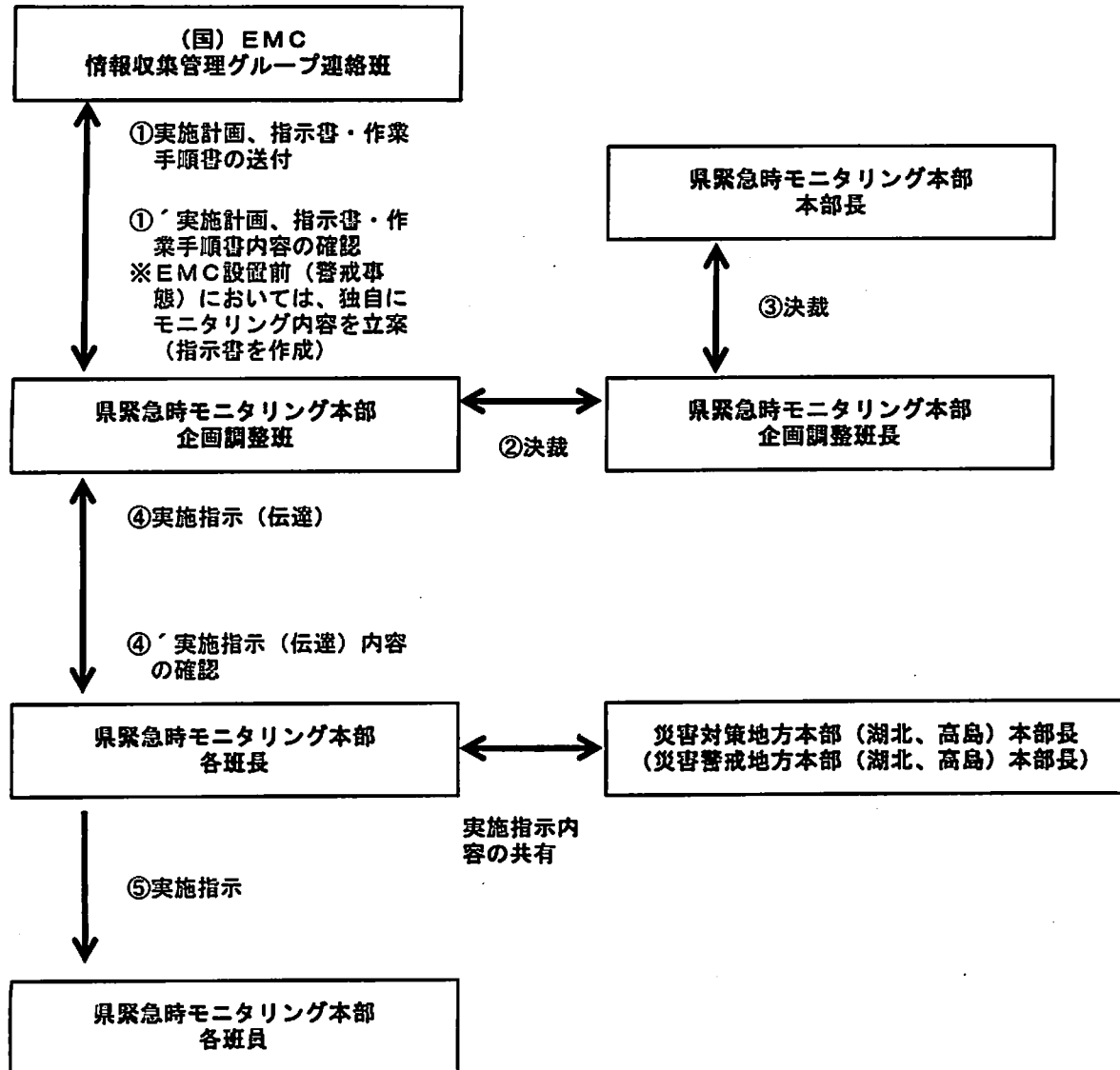
【施設敷地緊急事態】

【全面緊急事態】

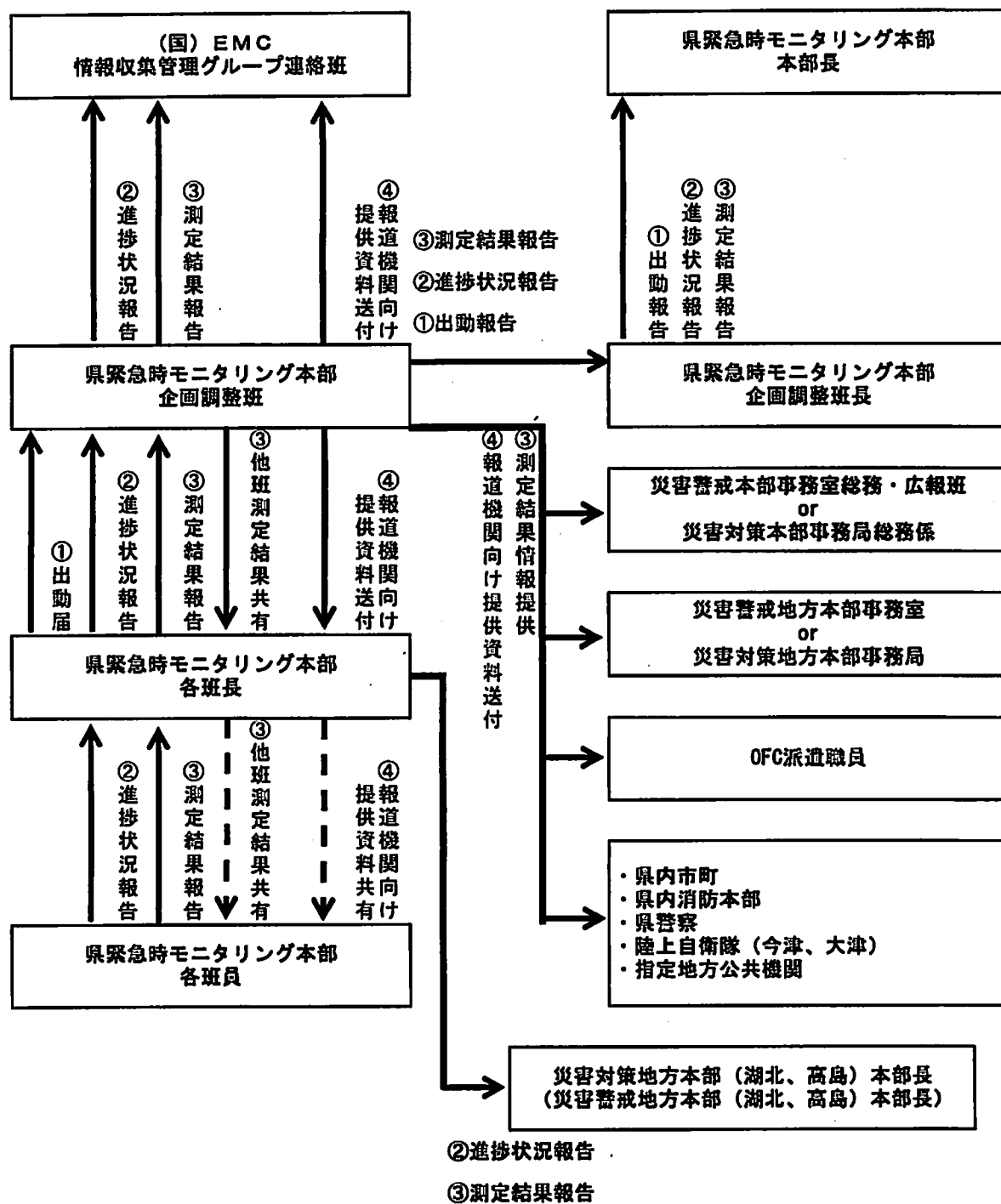


県緊急時モニタリング本部における連絡の流れ

【 モニタリング内容の指示（伝達） 】

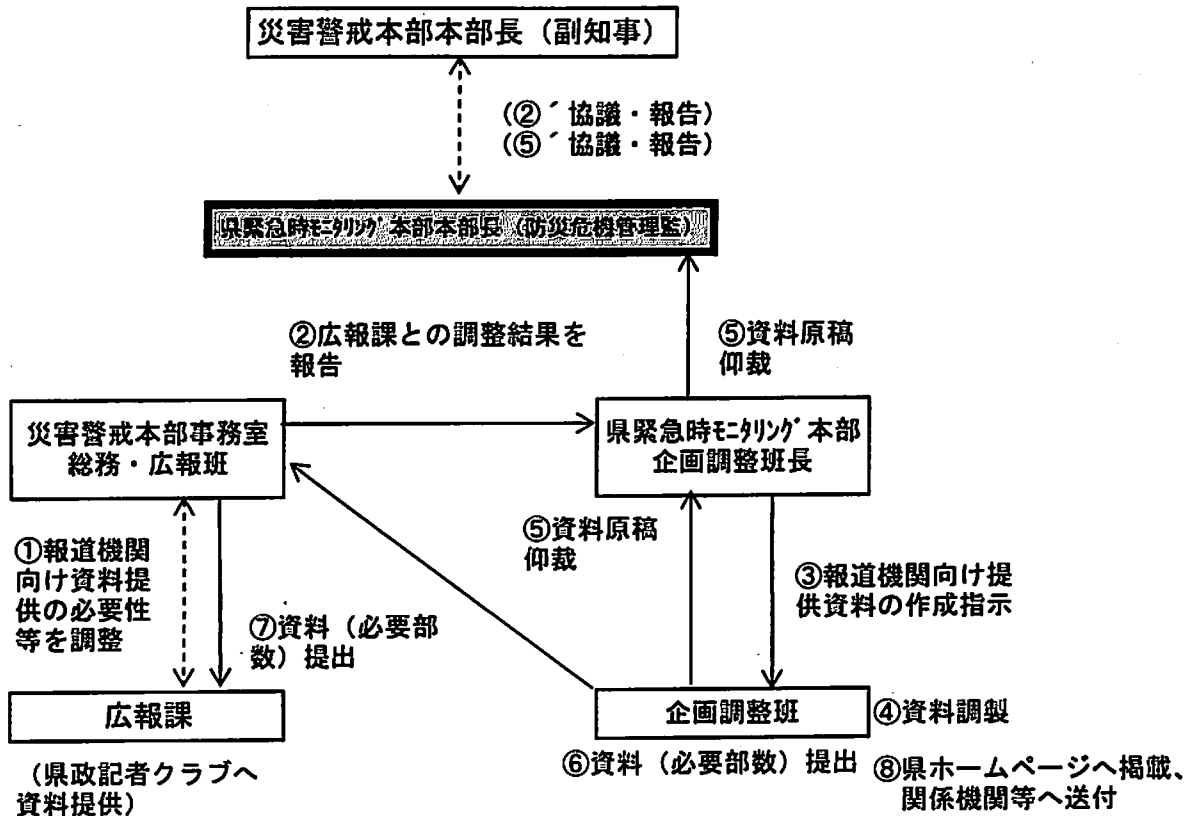


【 各種報告等 】

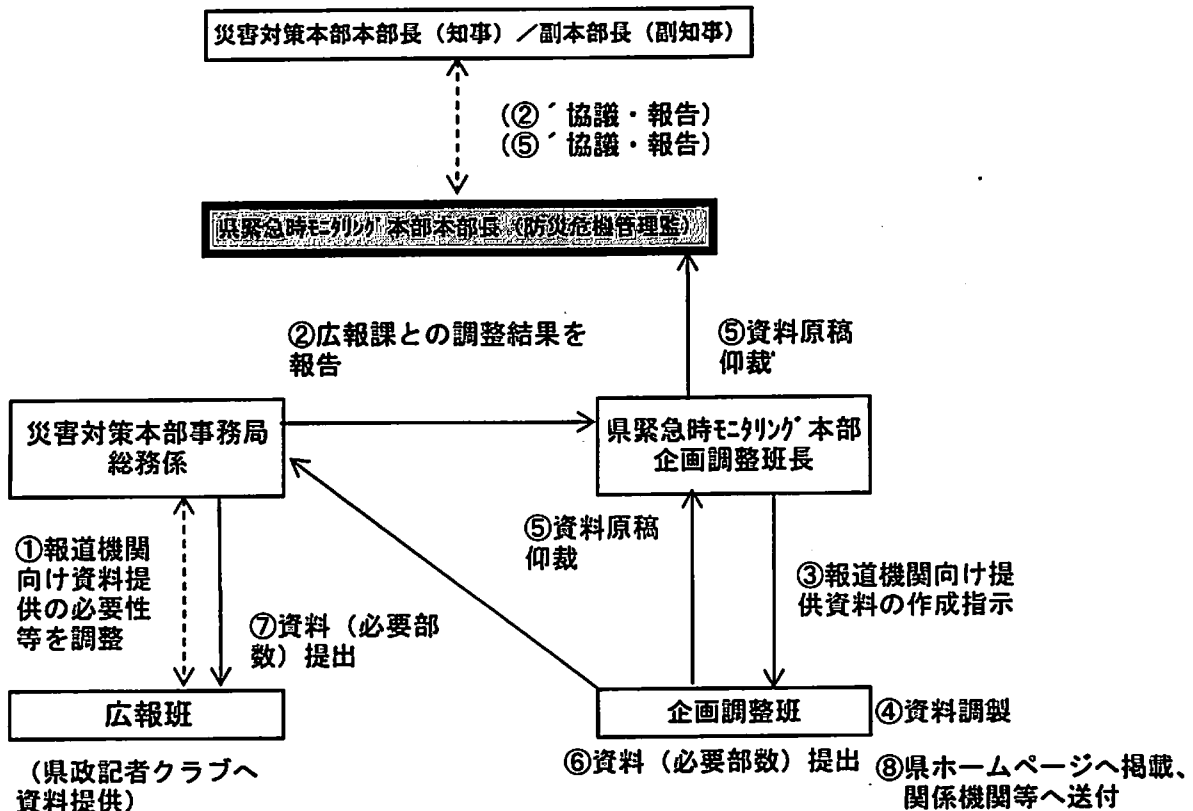


【 報道機関向け資料提供の流れ 】

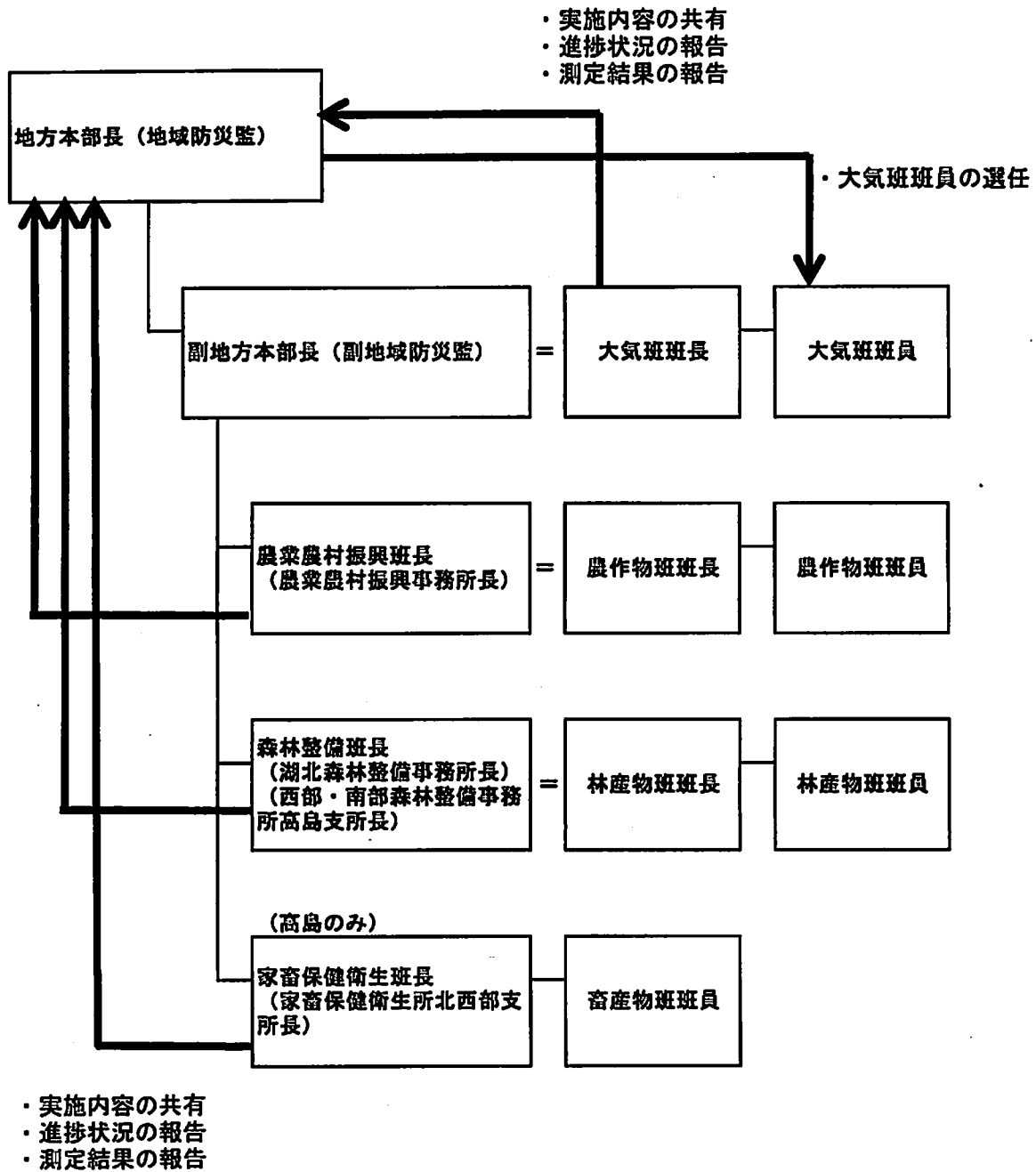
◎災害警戒本部設置時（警戒事態）



◎災害対策本部設置時（施設敷地緊急事態／全面緊急事態）



地方本部（湖北、高島）内 関係図



■宿日直者

[勤務時間外に、原子力災害情報を受信]

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表
宿日直者	情報収集事態	○第一報を認知（FAXについては、守衛室にて受信） ○防災危機管理局連絡員へ連絡 ○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき、防災危機管理局警戒2号体制対応班員を招集
	警戒事態	○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき、災害警戒本部および県緊急時モニタリング本部要員を招集
	施設敷地緊急事態以降	○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき、災害対策本部および県緊急時モニタリング本部要員を招集

■防災危機管理局原子力防災室

①勤務時間外

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
防災危機管理局 原子力防災室			◎固定観測局について、システムから異常発生通報を受信した場合、保守業者と直ちに連絡調整し、復旧対応
	情報収集事態	○連絡員が宿日直者から第一報に係る連絡を受信 ○連絡員は、宿日直者に対し、防災危機管理局2号体制対応班員の招集を指示 ○連絡員は、原子力防災室チームリーダーおよび専門職員に出動を指示	
	警戒事態	○連絡員は、宿日直者に対し、災害警戒本部および県緊急時モニタリング本部要員（原子力防災室職員を除く。）の招集を指示 ○連絡員は、原子力防災室全職員に出動を指示（必要に応じて、その他指示事項を連絡）	
	施設敷地緊急事態以降	○連絡員は、宿日直者に対し、災害対策本部および県緊急時モニタリング本部要員（原子力防災室職員を除く。）の招集を指示 ○連絡員は、原子力防災室全職員に出動を指示（必要に応じて、その他指示事項を連絡）	
※ その他具体的活動内容は、以下の「②勤務時間内」による。			

②勤務時間内

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
防災危機管理局 原子力防災室	事態発生前	◎◎各システム等を管理（メンテナンスを実施）	◎固定観測局による空間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタリングシステム、 原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認
	情報収集事態	◎第一報を認知	
警戒2号体制対応班、 災害警戒本部事務室、 災害対策本部事務局設置後は合流	警戒事態以降	◎県緊急時モニタリング本部を設置 ◎県緊急時モニタリング本部要員を招集	◎固定観測局による空間放射線量率の監視を強化 ・環境放射線モニタリングシステム、 原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認

■広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表
広報課		①勤務時間外
		②勤務時間内外共通
	情報収集事態	◎広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信 ◎広報課連絡員は、当番職員へ出勤を指示 ◎当番職員参集（2名）
	警戒事態	◎広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信 ◎広報課連絡員は、管理監、報道担当グループリーダー、当番職員へ連絡 ◎要員参集（管理監、報道担当グループリーダー、当番職員計3名）

■広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	
災害対策本部 広報班		①勤務時間外	②勤務時間内外共通
	施設敷地緊急事態以降	○広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信	○災害対策本部事務局総務係と連携し、問合せ専用窓口を設置 ・問合せ専用電話番号指定 ・問合せ対応担当者を配置
		○広報課連絡員は、広報課全職員に出勤を指示 ○要員参集	○災害対策本部事務局および県緊急時モニタリング本部と連携し、広報班長による記者会見（記者説明）を実施 【想定される開催のタイミング】 ・第1回本部員会議終了後 ・以降、定時に開催（例えば1時間おき）し、記者に対し直近の情報を提供することが考えられる。 ・また、事態の状況が大きく変化したときや、防護措置に係る決定等を行ったときなどに臨時に開催することが考えられる。

情報収集事態

■防災危機管理局警戒2号体制対応班

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
●総務・広報班 情報・連絡調整班、広報課と連携	情報収集事態	○随時、広報課と連絡調整 ・報道発表資料提供 ・SNSによる発信文 ・県ホームページへの情報の掲載 ○情報・連絡調整班作成の報道発表資料をセット、広報課へ提出 ○報道機関、県民等からの問合せに対応	◎随時、情報連絡調整班と固定観測局による空間放射線量率の測定結果を共有
	事 警 態 戒	○県緊急時モニタリング本部を設置 ○県緊急時モニタリング本部要員を招集	

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
●情報・連絡調整班 総務・広報班と連携	情報収集事態	○状況に応じて、報道発表資料を調製 （警戒2体制対応班班長決裁後、総務・広報班を通じて広報課へ提出） →県ホームページへ掲載 →庁内各部局、土木事務所へ送付 →関係機関へ送付	◎固定観測局による空間放射線量率の監視を強化 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認
	事 警 態 戒	○県緊急時モニタリング本部を設置 ○県緊急時モニタリング本部要員を招集	

警戒事態以降

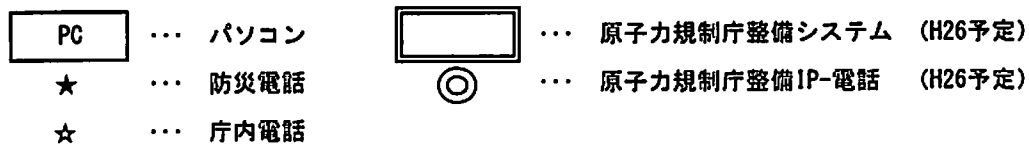
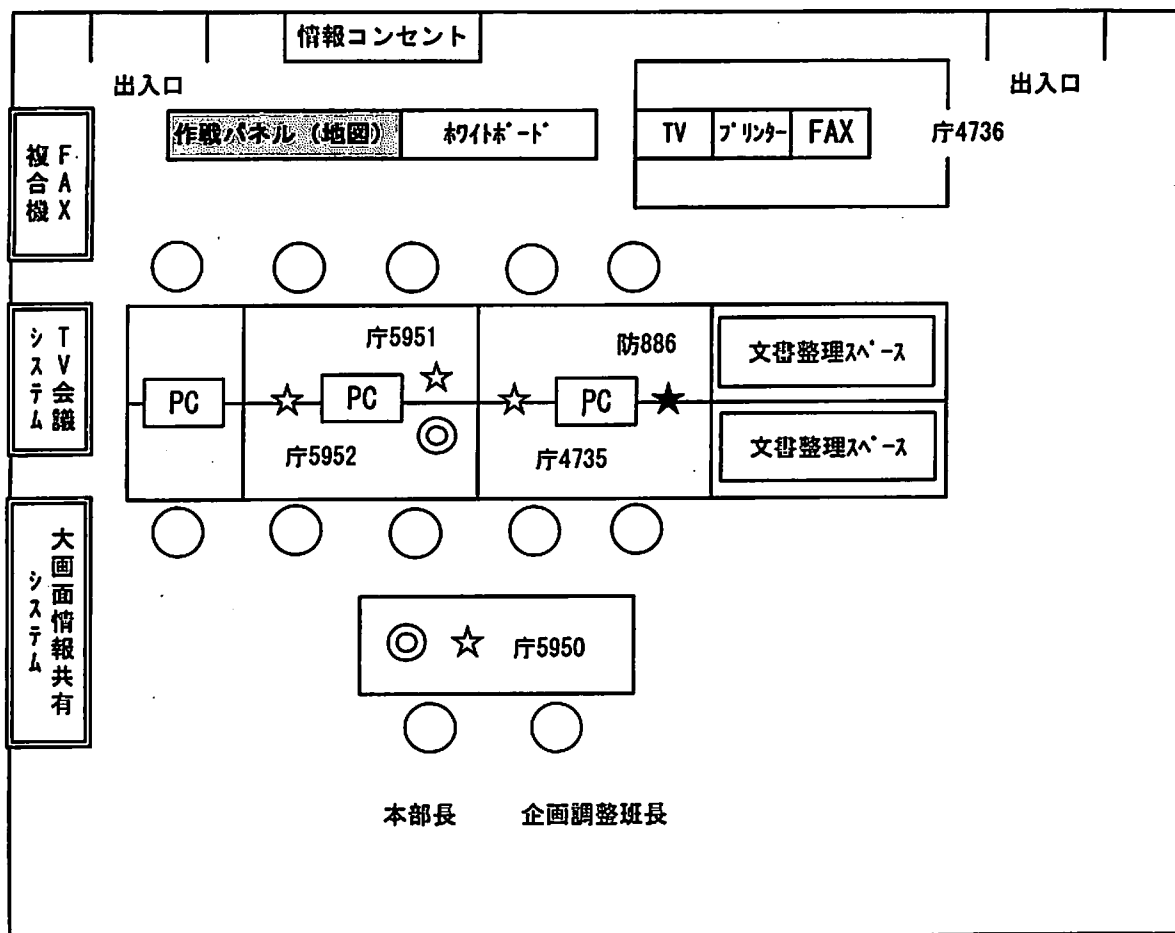
■県緊急時モニタリング本部

[警戒事態【フェーズ2】以降]

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
●企画調整班 ＜本館2階第1委員会室＞ 災害警戒本部事務局、 県緊急時モニタリング本部大気班と連携	警戒事態	○県緊急時モニタリング本部を設置 ○要員参集（確保） ○活動体制を整備 ・第1委員会室整備（レイアウト変更、PC、LANケーブル、プリンタ、文書整理箱等活動資材配備等） 【今後、国において本県に配備予定の資機材】 ・（IPまたは固定）電話 2台 ・TV会議システム端末 1台 ・複合機（FAX機能付） 1台 ・情報共有システム端末 3台 等 ○モニタリング実施内容の検討および指示 （警察本部および道路課（班）に道路状況等を確認） ○測定結果を集約・整理 →県緊急時モニタリング本部長へ報告 ※県緊急時モニタリング本部長は、災害警戒本部本部員会議に出席し、求めに応じ県内にモニタリング結果を会議にて報告 →災害警戒本部事務局と情報共有 →災害警戒地方本部事務局と情報共有 ○モニタリング結果に係る報道発表資料を調製（県緊急時モニタリング本部本部長決裁後、必要部数を準備し、災害警戒本部事務局総務・広報班へ提出。広報課へは同班から提出。） →県ホームページへ掲載 →災害警戒本部事務局、災害警戒地方本部事務局、県緊急時モニタリング本部各班へ送付 →関係機関へ送付	◎固定観測局による空間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認 ◎固定観測局について、システムから異常発生通報を受信した場合、保守業者と直ちに連絡調整し、復旧対応
（国）緊急時モニタリングセンター、災害対策本部事務局、県緊急時モニタリング本部各班と連携	施設敷地緊急事態 全面緊急事態	（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）設置 ○（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）へ職員を派遣 ○EMCと連絡調整 ・実施計画、指示書、作業手順書の内容の調整、確認等 ○EMCから提示された実施計画、指示書および作業手順書に基づき、各班へ測定、環境試料採取および分析の実施を指示 ※ プラント情報、気象情報、活動地域の空間放射線量率等の情報を併せて連絡 ※ 分析班に対しては、指示書に従って、環境試料の分析の優先順位を明確に指示 ＜留意事項＞ ■屋外で活動する要員に対し、個人被ばく線量計の携行を徹底すること。 ■また、状況に応じ、防護服および防護マスク（全面マスク）の携行または着用指示、ならびに安定ヨウ素剤の携行指示を徹底すること。 ○大気中放射性物質拡散予測結果を受信	◎固定観測局による空間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認 ◎固定観測局について、システムから異常発生通報を受信した場合、保守業者と直ちに連絡調整し、復旧対応

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
●企画調整班 ＜本館2階第1 委員会室＞ （国）緊急 時モニタ リングセン ター、災害 対策本部事 務局、県緊 急時モニタ リング本部 各班と連携		○環境試料の採取および分析の進捗状況を確認 →随時、EMCへ状況を報告 ※状況によっては、EMCに対し分析場所の追加確保を依頼 ○状況に応じて、屋外で活動する要員に対し、緊急時モニ タリング活動からの退避を指示 ○測定結果および関連情報を集約・整理 【緊急時モニタリングに伴う関連情報（例）】 ① 測定・試料採取・分析の日時 ② 測定・試料採取・分析の場所 ③ 測定・試料採取・分析の実施機関・実施者 ④ 測定・分析に使用した機器種類と機番 ⑤ 測定・試料採取・分析の方法 ⑥ 検出下限値 →県緊急時モニタリング本部長へ報告 ※県緊急時モニタリング本部長は、災害対策本部本部員 会議に出席し、求めに応じ県内にモニタリング結果を 会議にて報告 →EMCへ報告 →災害対策本部事務局と情報共有 →災害対策地方本部事務局と情報共有 →OFC派遣職員と情報共有 ○EMCから測定結果について再確認があった場合、各班へ再 確認依頼内容を伝達および再確認を指示 ○報道発表（内容）について、EMCと調整 ○モニタリング結果に係る報道発表資料を調製（県緊急時 モニタリング本部本部長決裁後、必要部数を準備し、災 害対策本部事務局総務係へ提出。広報課へは同係から提 出。） →県ホームページへ掲載 →災害対策本部事務局、災害対策地方本部事務局、県緊 急時モニタリング本部各班へ送付 →EMC派遣職員へ送付 →関係機関へ送付 ○モニタリング要員の被ばく線量を管理 ・各班から報告を受信、取りまとめ →県緊急時モニタリング本部長へ報告 →EMCへ報告 ○モニタリング要員および使用資機材の汚染管理 ・各班からの報告を受信、取りまとめ →県緊急時モニタリング本部長へ報告 →EMCへ報告	○大気中放射性物質拡散予測結果を受信 ◎固定観測局による空 間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタ リングシステム、 原子力規制庁ホー ムページにより測 定結果を確認 ◎固定観測局につい て、システムから異 常発生通報を受信し た場合、保守業者と 直ちに連絡調整し、 復旧対応

【レイアウト例】



作戦パネル(地図) ... 緊急時モニタリングの結果を集約する中で、屋内退避の追加実施や、一時移転等の防護措置の範囲指定の検討に使用する。
移設可能であり、本部員会議開催時には、防災対策会議室へ移動させ使用するものとする。

防災電話 : 51-886

ダイヤルイン : 077-528-4735

庁内内線 : 4735、5950～5952

NTTFAX : 077-528-4736

担当	区分	◎空間放射線量率測定	□積算線量測定	★大気中放射性ヨウ素濃度測定
●大気班 【湖北担当】 【高島担当】 【水準ポスト担当】	警戒事態	◎要員参集（確保） ◎固定観測局（水準調査用）の稼働確認、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイメータ等資機材の準備および養生等を実施		
	施設敷地緊急事態	◎企画調整班からの指示に基づき、空間放射線量率の測定を実施 ・固定観測局（水準調査用）による空間放射線量率を監視 ・可搬型モニタリングポストを設置 ・モニタリング車による測定 ・サーベイメータによる測定 →各測定結果を企画調整班へ報告	□企画調整班からの指示に基づき、積算線量計の回収・再配置等を実施 □回収した積算線量計の指示値を確認し、企画調整班へ報告	
	全面緊急事態	※測定に係る以下の関連情報を併せて報告 ① 測定日時、天気 ② 測定場所（経度・緯度・標高等、住所、周囲状況（可能な限り写真による記録）） ③ 測定実施機関・測定者 ④ 測定に使用した機器種類と機番 ⑤ 測定方法（サーベイメータの向き、検出器地上高、走行ルート等）		☆企画調整班からの指示に基づき、可搬型ダストサンプラ（または、モニタリング車搭載の採取装置）により大気中の放射性ヨウ素濃度測定試料を採取 →採取試料を分析班へ搬送 ※採取に係る以下の関連情報を併せて提出 ① 採取地点の緯度・経度 ② 試料名 ③ 採取日時 ④ 採取量 ⑤ 採取方法 ⑥ 周囲状況（可能な限り写真による記録（採取地点および周辺について撮影（5～10枚程度）））
<留意事項> ■屋外で活動する要員は、個人被ばく線量計の携行を徹底すること。 ■また、企画調整班からの指示に基づき、防護服および防護マスク（全面マスク）の携行または着用、ならびに安定ヨウ素剤の携行を徹底すること。 ※ 企画調整班からの指示がない場合でも、各班長または要員の判断で携行または着用すること。 ■屋外で活動する要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合には、速やかに緊急時モニタリング活動を中止し、退避すること。				
◎□★企画調整班から緊急時モニタリングの活動からの退避が指示された場合、速やかに退避 ◎□★モニタリング要員は、屋外での活動後、帰還時に、被ばく線量を確認・記録 →企画調整班へ報告 ◎□★モニタリング要員および資機材等の汚染検査を実施し、記録 →結果を企画調整班へ報告				

担当	区分	◇環境試料中放射性物質濃度測定
●琵琶湖水班 ●飲料水班 【市町等水道事業者担当】 【企業庁】 ●農作物班 【農作物総合調整担当】 【湖北担当】 【高島担当】 ●畜産物班 ●水産物班 ●林産物班 【湖北担当】 【高島担当】	全面緊急事態	◇要員参集（確保） ◇活動準備（資材機材の確認および準備、資機材の養生等を実施） ◇空間放射線量率が0.5 μSv/h超の地域について、企画調整班を通じて示されたEMCからの指示書に基づき、 ・環境試料を採取（入手） ※採取（入手）後、容器等の上からGM管式サーベイメータにより簡易測定を実施し、記録 ※活動の進捗状況について、企画調整班および分析班へ随時連絡を実施 ・採取（入手）試料を分析班へ搬送 ※採取に係る以下の関連情報を併せて提出 ① 採取地点の緯度・経度 ② 試料名 ③ 採取日時 ④ 採取量 ⑤ 採取方法 ⑥ 周囲状況（可能な限り写真による記録（採取地点および周辺について撮影（5～10枚程度）） ※ 飲料水（水道水）については、原則として以下により対応。 ただし、企画調整班において優先順位に留意する。 【市町等水道事業者担当】 「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」（平成25年3月策定）に基づき対応 【企業庁】 企業庁が別に定めるところによる。 <留意事項> ■屋外で活動する要員は、個人被ばく線量計の携行を徹底すること。 ■また、企画調整班からの指示に基づき、防護服および防護マスク（全面マスク）の携行または着用、ならびに安定ヨウ素剤の携行を徹底すること。 ※ 企画調整班からの指示がない場合でも、各班長または要員の判断で携行または着用すること。 ■屋外で活動する要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合には、速やかに緊急時モニタリング活動を中止し、退避すること。 ◇企画調整班から緊急時モニタリングの活動からの退避が指示された場合、速やかに退避 ◇モニタリング要員は、屋外での活動後、帰還時に、被ばく線量を確認・記録 →企画調整班へ報告 ◇屋外で活動したモニタリング要員および使用資機材の汚染検査を実施し、記録 →企画調整班へ報告

「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」（平成25年3月策定）の概要

- ① 簡易測定器（NaIシンチレーションスペクトロメーター）で摂取制限の基準値未満であることを判断



- ② 指標値超過のおそれがあれば、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施

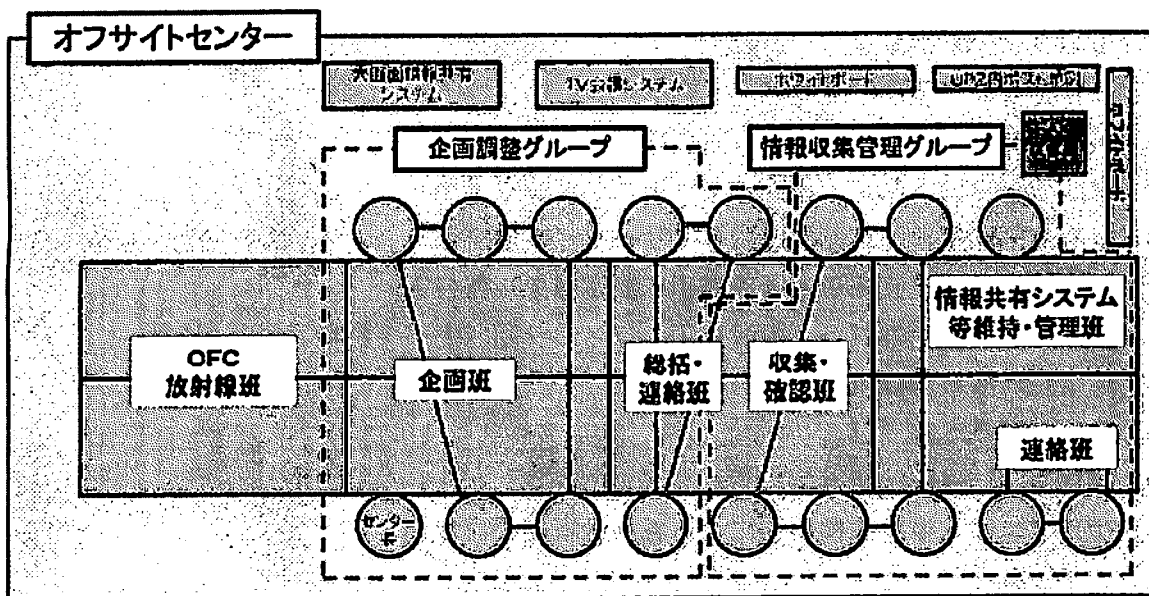
担当	区分	◇環境試料中放射性物質濃度測定
●分析班 ＜衛生科学センター＞	全面緊急事態	☆要員参集（確保） ☆活動準備（分析資機材を準備、作業場所および測定器等の養生を施行） ☆企画調整班からの指示に基づき、各班から搬入された環境試料中の放射性物質を分析（ゲルマニウム半導体検出器） ・採取試料の前処理を実施 ・採取試料の分析を実施 ＜前処理・分析方法＞ 企画調整班を通じて特別の指示がない限り、以下のとおりとする。 ・文部科学省編「ゲルマニウム半導体検出器等を用いる機器分析のための試料の前処理法（昭和57年）に準拠 ・文部科学省編「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリ」（平成4年改訂）に準拠 ※飲料水（水道水）については、原則として以下により対応。 ただし、企画調整班において優先順位に留意する。 ①【市町担当】（対市町水道事業者） 「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」（平成25年3月策定）に基づき対応 ②企業庁 企業庁が別に定めるところによる。 ☆分析結果および分析の進捗状況を企画調整班へ報告 ※分析に係る以下の関連情報を併せて報告 ① 環境試料採取記録票 ② 分析日時 ③ 試料採取場所（緯度・経度・標高） ④ 分析実施機関・分析者 ⑤ 分析に使用した機器種類と機番等 ☆分析の進捗状況を企画調整班へ随時連絡 ☆採取試料を保管

＜飲食物に係る防護措置基準（原子力災害対策指針 OIL 6 関係）＞

	基準の種類	基準の概要	初期値の設定 （緊急事態当初に用いるOILの値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。）	防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	↓ 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			飲料水 牛乳・乳製品	
			放射性ヨウ素	
			放射性セシウム	
			野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			2,000Bq/kg	
			500Bq/kg	
			1 Bq/kg	
			10Bq/kg	
			20Bq/kg	
			100Bq/kg	

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表
●EMC派遣職員 <各対策拠点施設（OFC）>	事態警戒	○国からの要請に基づき、EMCが設置されるOFCへの移動を準備し、待機
	施設敷地緊急事態以降	○国からの連絡に基づき、EMCが設置されるOFCへ移動 ・原則として、公用車による移動 ・防護服セット、全面マスク、個人被ばく線量計、デジタルカメラ等を携行 ○EMC企画調整グループ企画班に参画 ○ERCが関係府県の緊急時モニタリング計画および同実施要領を基に作成した緊急時モニタリング実施計画案について、現地状況等を踏まえ修正 ○ERCから送付された緊急時モニタリング計画に沿って緊急時モニタリングの具体的な内容を検討。指示書および作業手順書（地点詳細図、測定・採取方法等を記載）を作成（滋賀県内における緊急時モニタリングについて担当することとなる。） ○事故の進展により、モニタリング内容等の見直しが必要となった場合、現地の立場からERCに必要な事項を提案。また、ERCが緊急時モニタリング実施計画の見直しを実施する際に、必要な知見等を提案 ○緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足しているまたは不足が見込まれる場合は、要員および資機材の追加動員のリストを作成

【 EMC内のレイアウトの例 】



- ・ EMCセンター長 : 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長
- ・ 企画調整グループ長 : 原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官事務所長
- ・ 企画調整グループ : 7名程度
- ・ 情報収集管理グループ : 8名程度

◎各種様式等

A. 資機材メンテナンス関係

- ① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

B. 情報受発信関係

- ① FAX・電話等連絡票【受信用】
- ② FAX・電話等連絡票【発信用】
- ③ ○○発電所に係る異常事象対応 時系列
- ④ 報道機関向け提供資料文例 (異常値観測なし)
- ⑤ 報道機関向け提供資料文例 (異常値観測)

C. モニタリング指示関係

- ① 固定観測局等データ監視 実施指示書
- ② 可搬型モニタリングポスト (設置・測定・撤収) 実施指示書
- ③ モニタリング車による測定 実施指示書
- ④ サーベイメータによる測定 実施指示書
- ⑤ 積算線量計 (設置・回収・測定) 実施指示書
- ⑥ 可搬型ダストサンプラ (設置・フィルタ回収・撤収) 実施指示書
- ⑦ 環境試料採取 実施指示書
- ⑧ ゲルマニウム半導体検出器による環境試料測定 実施指示書

D. モニタリング活動報告関係

- ① モニタリング出動届
- ② モニタリング車出動届
- ③ 可搬型モニタリングポスト (設置完了・測定値・撤収完了) 報告書
- ④ 空間放射線量率測定結果記録票 (モニタリング車用)
- ⑤ 空間放射線量率測定結果記録票 (サーベイメータ用)
- ⑥ 積算線量計 (設置完了・回収完了・測定結果) 報告書
- ⑦ 可搬型ダストサンプラ (設置完了・フィルタ回収完了・撤収完了) 報告書
- ⑧ 環境試料採取記録票
- ⑨ 環境試料ラベル
- ⑩ 簡易測定結果記録票
- ⑪ ゲルマニウム半導体検出器による各種分析結果記録票

E. モニタリング要員管理関係

- ① 個人被ばく管理票
- ② 汚染検査結果票 (個人)
- ③ 汚染検査結果票 (資機材等)

F. その他

- ① 緊急時モニタリング活動車 証明書

A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置
1	環境放射線モニタリングシステム ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能	毎日	目視(測定値)	既定性能あれば可	否は修繕
2	水準調査用モニタリングシステム ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能	毎日	目視(測定値)	既定性能あれば可	否は修繕
3	モニタリング情報共有システム ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能	毎日	目視(画面表示)	既定性能あれば可	否は修繕
4	原子防災ネットワークシステム					
	①TV会議システム ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト(通信)	既定性能あれば可	否は修繕
	②IP-電話 ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
	③IP-FAX ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	性能		テスト(通信)	既定性能あれば可	否は修繕
		数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
	④ノートPC ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	性能		テスト(通信)	既定性能あれば可	否は修繕
		数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
5	モニタリング車 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	1月	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能	1月	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		数量		実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
6	可搬型モニタリングポスト ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	破損	半年	目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		数量		実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃

A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置
7	積算線量計 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		引き上げ(データ読取)	既定性能あれば可	否は修繕
8	サーベイメータ					
	①電離箱式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	②NaIシンチレーション式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	③GM管式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	④簡易サーベイメータ ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	⑤放射線量率データロガー ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
9	可搬型ダストサンプラ ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清掃
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕

A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 （日常的）点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置
10	放射性核種分析装置					
	①ガンマ線核種分析装置（ゲルマニウム半導体検出器） ※定期的に、詳細な点検校正が必要（外部発注）。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り滑浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
	②NaIシンチレーションスペクトロメータ ※定期的に、詳細な点検校正が必要（外部発注）。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り滑浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
11	防護資機材					
	①個人被ばく線量計 ※定期的に、詳細な点検校正が必要（外部発注）。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り滑浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	②全面マスク	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	否は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り滑浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
	③全面マスク用吸収缶	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		有効期限		有効期限チェック	期限まで6か月あれば可	否は補充
	④防護服セット	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		有効期限		有効期限チェック	期限まで6か月あれば可	否は補充

【 受 信 用 】

B-① FAX・電話等連絡票

No. ー

日 時	平成 年(年) 月 日 時 分	発信 ・ 受信	
発信者		受信者	滋賀県緊急時モニタリング本部
(電話番号)	()	(電話番号)	()
(担当者名)	()	(担当者名)	()
項 目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件 名			
内 容			

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

【 発 信 用 】

B-② FAX・電話等連絡票

No. —

[illegible]

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

B-③ ○○発電所に係る異常事象対応 時系列(平成 年 月 日)

[illegible]

B-④ 報道機関向け提供資料文例（異常値観測なし）

資料提供

提供年月日：平成 年（ 年） 月 日

部局名： 防災危機管理局

担当者名：（緊急時モニタリング本部）

内線：4735、5950

電話：077-528-4735

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

滋賀県内における環境放射線モニタリング結果について（第〇報）

（〇月〇日 〇時〇分現在）

滋賀県では、平成〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇発電所において異常が発生したことを受けて、地域防災計画（原子力災害対策編）および緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング本部を設置し、県内における放射線の監視を強化しています。

〇時〇分現在のモニタリング結果を別添のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

なお、異常な数値は観測されていません。

通常の測定値は、1時間当たり0.01～0.2 μSv 程度で、これは自然放射線のレベルです。
降雨などの影響により、一時的に値が上昇することがあります。

※ 県内各地のモニタリング結果は、滋賀県HPおよび原子力規制庁HPでもご覧いただけます。

滋賀県HP : http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html

原子力規制庁HP : <http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>

B-⑤ 報道機関向け提供資料文例（異常値観測）

資料提供

提供年月日：平成 年（ 年） 月 日

部局名：防災危機管理局

担当者名：（緊急時モニタリング本部）

内線：4735、5950

電話：077-528-4735

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

滋賀県内における環境放射線モニタリング結果について（第〇報）

（〇月〇日 〇時〇分現在）

滋賀県では、平成〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇発電所において異常が発生したことを受けて、地域防災計画（原子力災害対策編）および緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング本部を設置し、県内における放射線の監視を強化しています。

〇時〇分現在、県内の以下の放射線測定地点において、1週間以内の一時移転（避難）の実施を判断する基準である $20\mu\text{Sv/h}$ を超える異常値が観測されています。

- ・固定観測局による測定値 〇〇局 ： $\text{〇}\mu\text{Sv/h}$
- ・可搬型モニタリングポストによる測定値 〇〇地点： $\text{〇}\mu\text{Sv/h}$

なお、その他の測定地点においては、異常な数値は観測されていません。

通常の測定値は、1時間当たり $0.01\sim 0.2\mu\text{Sv}$ 程度で、これは自然放射線のレベルです。
降雨などの影響により、一時的に値が上昇することがあります。

※ 県内各地のモニタリング結果は、滋賀県HPおよび原子力規制庁HPでもご覧いただけます。

滋賀県HP ：http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html

原子力規制庁HP ：<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>

資料提供文添付例
(高浜発電所の場合)

高浜発電所

福井県

30km

● 原子力防災モニタリングポスト
6基

No.	測定場所	空間線量率 (μ Sv/h)
A	余呉局	
B	西浅井局	
C	マキノ局	
D	今津東局	
E	今津西局	
F	朽木局	

● 水準調査用モニタリングポスト
9基

No.	測定場所	空間線量率 (μ Sv/h)
1	長浜土木事務所 木之本支所	
2	長浜保健所	
3	彦根保健所	
4	東近江保健所	
5	甲賀保健所	
6	草津保健所	
7	衛生科学センター	
8	大津市北消防署	
9	高島市南部消防署	

月 日 ()
時 分 現在

J R
私 鉄
国 道
有料道路

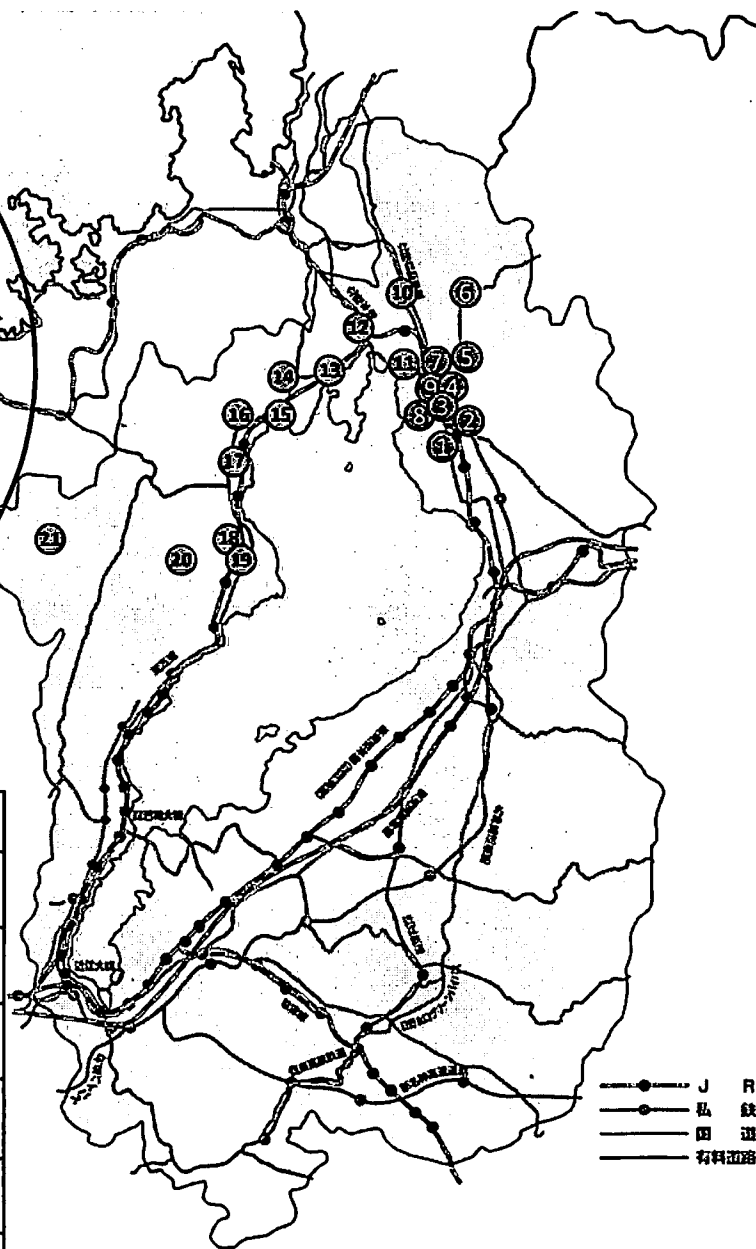
資料提供文添付例
(高浜発電所の場合)

高浜発電所

30km

可搬型モニタリングポスト等
(高島市内8地点)

No.	測定時刻	測定場所	空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)
14		マキノ北小学校	
15		マキノ東小学校	
16		マキノ支所	
17		今津北小学校	
18		新旭北小学校	
19		高島市役所	
20		広瀬小学校	
21		朽木西小学校	



可搬型モニタリングポスト等
(長浜市内13地点)

No.	測定時刻	測定場所	空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)
1		速水小学校	
2		小谷小学校	
3		高月支所	
4		富永小学校	
5		高時小学校	
6		杉野小学校	
7		北部振興局	
8		古保利小学校	
9		七郷小学校	
10		余呉支所	
11		伊香具小学校	
12		西浅井中学校	
13		西浅井支所	

月 日 ()

時 分 現在

決裁欄	県緊急時モニタリング本部			
	本部長	企画調整班班長	企画調整班班員	担当

平成 年 (年) 月 日

C-① 固定観測局等データ監視 実施指示書

対象発電所	☐ 敦賀 ☐ 美浜 ☐ 大飯 ☐ 高浜		
指示種別	☐ 当初の指示 ☐ 変更の指示		
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分		
放出開始日時	平成 年 月 日 時 分		
観測局	[原子力防災用] ☐余呉 ☐西浅井 ☐マキノ ☐今津東 ☐今津西 ☐朽木 [水準調査用] ☐木之本合同庁舎 ☐長浜保健所 ☐彦根保健所 ☐東近江保健所 ☐甲賀保健所 ☐草津保健所 ☐衛生科学センター ☐大津市北消防署 ☐高島市南部消防署		
監視項目	☐ 空間線量率 ☐ 気象（降雨）		
測定値	線量率	☐ 2分値 ☐ 10分値 ☐ 1時間値	
測定データ報告頻度	☐ 測定の都度 ☐ 30分毎 ☐ 1時間毎 ☐ その他 ()		
その他指示事項			
※監視上の留意事項 次の場合は、その都度直ちに報告すること。 ・事故影響を最初に観測・検出したとき。 ・測定値が上昇傾向にあるとき。 ・風速、風向、降雨等気象状況が急変したとき。			

決裁欄	県緊急時モニタリング本部			
	本部長	企画調整班班長	企画調整班班員	担当

平成 年 (年) 月 日

C-② 可搬型モニタリングポスト（設置・測定・撤収） 実施指示書

指示種別	☐ 当初の指示		☐ 変更の指示	
	☐ 設置		☐ 回収	☐ 測定
防護具等の使用指示	☐ 防護服着用		☐ 防護マスク着用	
	☐ ヨウ素剤服用		☐ 個人被ばく線量計着用	
	☐ サーベイメータ携行			
	☐ その他 ()			
設置場所				
市町／小学校区名	設置地点	電源種別	設置・回収日時	測定データ報告頻度
①		☐ 商用電源 ☐ バッテリー ☐ その他	月 日 時 分	☐ 1時間ごと ☐ 3時間ごと ☐ 企画調整班にて監視 ☐ その他 ()
②		☐ 商用電源 ☐ バッテリー ☐ その他	月 日 時 分	☐ 1時間ごと ☐ 3時間ごと ☐ 企画調整班にて監視 ☐ その他 ()
③		☐ 商用電源 ☐ バッテリー ☐ その他	月 日 時 分	☐ 1時間ごと ☐ 3時間ごと ☐ 企画調整班にて監視 ☐ その他 ()
④		☐ 商用電源 ☐ バッテリー ☐ その他	月 日 時 分	☐ 1時間ごと ☐ 3時間ごと ☐ 企画調整班にて監視 ☐ その他 ()
⑤		☐ 商用電源 ☐ バッテリー ☐ その他	月 日 時 分	☐ 1時間ごと ☐ 3時間ごと ☐ 企画調整班にて監視 ☐ その他 ()
※作業上の留意事項 ・設置後に、企画調整班に電話連絡し、データが正常に収集されていることを確認すること。 ・設置に際しては、機器の損傷がないよう注意すること。 ※監視上の留意事項 次の場合は、直ちに企画調整班に報告すること。 ・事故影響を最初に観測・検出したとき。 ・測定値が上昇傾向になったとき。				
[特記事項]				

決裁欄	県緊急時モニタリング本部			
	本部長	企画調整班班長	企画調整班班員	担当

平成 年 (年) 月 日

C-⑤ 積算線量計（設置・回収・測定） 実施指示書

指示種別	☐ 当初の指示		☐ 変更の指示	
	☐ 設置		☐ 回収	☐ 測定
防護具等の使用指示	☐ 防護服着用		☐ 防護マスク着用	
	☐ ヨウ素剤服用		☐ 個人被ばく線量計着用	
	☐ サーベイメータ携行			
	☐ その他 ()			
設置場所				
市町／小学校区名	設置地点	区分	設置・回収 日時	
①			月	日
			時	分
②			月	日
			時	分
③			月	日
			時	分
④			月	日
			時	分
⑤			月	日
			時	分
※「区分」欄：①平常時測定地点または②緊急追加測定地点を記入すること。 ※監視上の留意事項 次の場合は、直ちに企画調整班に報告すること。 ・事故影響を最初に観測・検出したとき。 ・作業中に、周辺の空間放射線量率の測定値が上昇傾向になったとき。				
[特記事項]				

決裁欄	県緊急時モニタリング本部			
	本部長	企画調整班班長	企画調整班班員	担当

平成 年 (年) 月 日

C-⑦ 環境試料採取 実施指示書

指示種別	☐ 採取の指示	☐ 簡易測定の指示	☐ 採取量の指示
防護具等の使用指示	☐ 防護服着用 ☐ 防護マスク着用 ☐ ヨウ素剤服用 ☐ 個人被ばく線量計着用 ☐ その他 ()		
採取地点名	採取試料	簡易測定器	採取量
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
		☐ GM ☐ NaIシンチレーション式 ☐ その他 ()	
[その他指示事項]			

決裁欄	県緊急時モニタリング本部			
	本部長	企画調整班班長	企画調整班班員	担当

平成 年 (年) 月 日

C-⑧ ゲルマニウム半導体検出器による環境試料測定 実施指示書

指示種別	☐ 当初の指示 ☐ 変更の指示
防護具等の使用指示	☐ 防護服着用 ☐ 防護マスク着用 ☐ ヨウ素剤服用 ☐ 個人被ばく線量計着用
対象核種	☐ 放射性ヨウ素 ☐ その他核種（存在確認） ☐ 最大影響試料から検出された全核種
測定方法	☐ 通常測定 ☐ 迅速測定 ☐ ろ紙（大気試料） ☐ 活性炭（大気試料）
対象試料の種類	☐ 葉菜 ☐ 飲料水 ☐ 原乳 ☐ 雨水 ☐ その他の環境試料（ ）
測定前処理の有無	☐ 無 ☐ 有
測定データ集約頻度	☐ 測定終了毎 ☐ 1時間程度毎 ☐ 1日程度毎
測定データ報告頻度	☐ 測定終了毎 ☐ 異常検出時 ☐ 1時間毎 ☐ 1日毎
試料の保管	☐ 測定機関保管（保存処理実施） ☐ その他（ ）
[備 考]	
※監視上の留意事項 次の場合は、その都度直ちに報告すること。 ・各試料の種類毎に放射性ヨウ素を最初に検出したとき。 ・各試料の種類毎に飲食物摂取制限基準値の2分の1を初めて超えたとき。 ・各資料の種類毎に飲食物摂取制限基準値を超えたとき	

決裁欄	班【 担当】		
	班長	班 員	担当

D-①

平成 年 (年) 月 日

緊急時モニタリング本部長 様

モニタリング出動届

所属名 : _____ 電話 : _____

担当者名 : _____ FAX : _____

No.	出動日時	氏名	所属	職名	年齢	性別	配属班	連絡先 (携帯電話番号等)

決裁欄	大気班【 担当】		
	班長	班 員	担当

D-②

平成 年 (年) 月 日

緊急時モニタリング本部長 様

モニタリング車出動届

所属名 : _____ 電話 : _____

連絡責任者名 _____ FAX : _____

車種		車両番号	
搭乗者職・氏名 (責任者に○)			
出動(予定)日時	年 月 日 時 分		
出動ルート			
搭載資機材等			
連絡責任者 連絡方法(番号)			

決裁欄	大気班【 担当】		
	班長	班 員	担当

平成 年（ 年） 月 日

D-③ 可搬型モニタリングポスト（設置完了・測定値・撤収完了）報告書

報告種別	☐ 設置完了		☐ 測定値		☐ 撤収完了	
実施機関	実施機関名		報告者名			
地点名	測定日時 ※データ読取時：上段のみ記入 ※期間の場合：上段下段ともに記入		測定 結果	測定時 の天候	設置・撤収 完了日時	
①	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分				月 日 時 分	
②						
③						
④						
⑤						
※作業上の留意事項 ・設置後に、企画調整班に電話連絡し、データが正常に収集されていることを確認すること。 ※監視上の留意事項 次の場合は、直ちに企画調整班に報告すること。 ・事故影響を最初に観測・検出したとき。 ・作業中に、周辺の空間放射線量率の測定値が上昇傾向になったとき。						
[特記事項]						

決裁欄	大気班【 担当】		
	班長	班 員	担当

平成 年 (年) 月 日

D－④ 空間放射線量率測定結果記録票（モニタリング車用）

測定担当者		班名				
		職・氏名				
		連絡先	TEL :	FAX :		
測定地点名		天候	測定値	測定結果報告		
				時刻	報告者	受信者
1			$\mu\text{Sv/h}$			
2			$\mu\text{Sv/h}$			
3			$\mu\text{Sv/h}$			
4			$\mu\text{Sv/h}$			
5			$\mu\text{Sv/h}$			
6			$\mu\text{Sv/h}$			
7			$\mu\text{Sv/h}$			
8			$\mu\text{Sv/h}$			
9			$\mu\text{Sv/h}$			
10			$\mu\text{Sv/h}$			
[備 考]						

決裁欄	大気班【 担当】		
	班長	班 員	担当

平成 年 (年) 月 日

D-⑤ 空間放射線量率測定結果記録票 (サーベイメータ用)

測定担当者	班名				
	職・氏名				
	連絡先	TEL :	FAX :		
測定地点名					
測定時刻	平成	年	月	日	時 分 ~ 時 分
放射線測定器	NaIシンチレーション式サーベイメータ				
測定条件	地上高 : 1.0m 時定数 : 10秒				
表示単位	線量率 $\mu\text{Sv/h}$				
測定結果 ※10秒間隔で5回測定	1	$\mu\text{Sv/h}$			
	2	$\mu\text{Sv/h}$			
	3	$\mu\text{Sv/h}$			
	4	$\mu\text{Sv/h}$			
	5	$\mu\text{Sv/h}$			
	平均値	$\mu\text{Sv/h}$			
[備 考]					
測定結果報告	時	分	報告者	受信者	

決裁欄	大気班【 担当】		
	班長	班 員	担当

平成 年 (年) 月 日

D-⑥ 積算線量計（設置完了・回収完了・測定結果）報告書

報告種別	☐ 設置完了 ☐ 回収完了 ☐ 測定結果						
実施機関	実施機関名		報告者名				
地点名	区分	設置期間	積算時間	設置・撤収完了日時	積算線量	※線量率換算	
①		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		月 日 時 分			
②							
③							
④							
⑤							
※「区分」欄には、①平常時測定地点または②緊急追加測定地点を記入すること。 ※「線量率換算」欄は、企画調整班において記入すること。 ※異常値を検出した場合は、直ちに企画調整班に電話連絡するとともに、「特記事項」に記入すること。							
[特記事項]							

決裁欄	大気班【 担当】		
	班長	班 員	担当

平成 年 (年) 月 日

D-⑦ 可搬型ダストサンプラ（設置完了・フィル回収完了・撤収完了）報告書

報告種別	☐ 設置完了 ☐ フィル回収完了 ☐ 撤収完了			
実施機関	実施機関名		報告者名	
地点名	採取期間		積算流量 (m³)	完了日時
①	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分			月 日 時 分
②	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分			月 日 時 分
③	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分			月 日 時 分
④	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分			月 日 時 分
⑤	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分			月 日 時 分
※異常値を検出した場合は、直ちに企画調整班に電話連絡するとともに、「特記事項欄」に記入すること。				
[特記事項]				

試料No.

平成 年 (年) 月 日

D-⑧ 環境試料採取記録票

採取班名			
採取担当者	職・氏名		
	連絡先	TEL :	FAX :
採取試料名			
品種			
採取日時	平成	年	月 日 時 分
採取圃場名			
採取地点 (住所) ※地図、写真等を添付			
栽培条件・状況			
採取量	k g	☐ 採取	☐ 購入
搬入方法	☐ 直接	☐ 宅急便	☐ その他 ()
[その他気付いた点等]			
分析班への搬入日時	平成	年	月 日 時 分
搬入者 職・氏名		受領者 職・氏名	

※分かる範囲で記入すること。

D-⑨ 環境試料 ラベル

採取担当者	班名					
	職・氏名					
	連絡先	TEL :	FAX :			
採取試料名						
採取日時	平成	年	月	日	時	分
採取地点（住所） ※地図、写真等を添付						

※採取資料を詰めたポリエチレン袋に貼付すること。

平成 年 (年) 月 日

D-⑩ 簡易測定結果記録票

採取試料名					
採取日時					
採取場所					
採取量					
採取者職・氏名					
測定器 (GM管式)	型式		管理番号		
測定結果	1回	cpm			
[備 考]					
測定結果報告	時	分	報告者	受信者	

決裁欄	分析班		
	班長	班 員	担当

試料No.

平成 年 (年) 月 日

D-⑪ ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果記録票

分析担当者	職・氏名							
	連絡先	TEL :					FAX :	
採取担当者	職・氏名							
	連絡先	TEL :					FAX :	
採取試料名								
品種								
採取日時	平成 年 月 日 時 分							
採取圃場名								
採取地点 (住所)								
栽培条件・状況								
採取量	k g		☐ 採取		☐ 購入			
搬入方法	☐ 直接		☐ 宅急便		☐ その他 ()			
分析班への搬入日時	平成 年 月 日 時 分							
核種分析日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分							
核種分析結果	☐ 異常なし		☐ 放射性ヨウ素・セシウム検出なし					
			☐ 検出核種は過去3か年の変動内					
	☐ 異常あり		☐ 放射性ヨウ素検出					
			☐ 放射性セシウム検出					
		☐ 他の放射性核種検出						
→ 摂取制限基準値判定: ☐ 基準値以下 ☐ 基準値以上								
放射能濃度 (単位)								
核種名称								
137 Cs	134 Cs	131 I						
[その他気付いた点等]								
分析結果報告		時 分	報告者		受信者			

決裁欄	班【 担当】		
	班長	班 員	担当

No.

平成 年 (年) 月 日

E-① 個人被ばく管理票

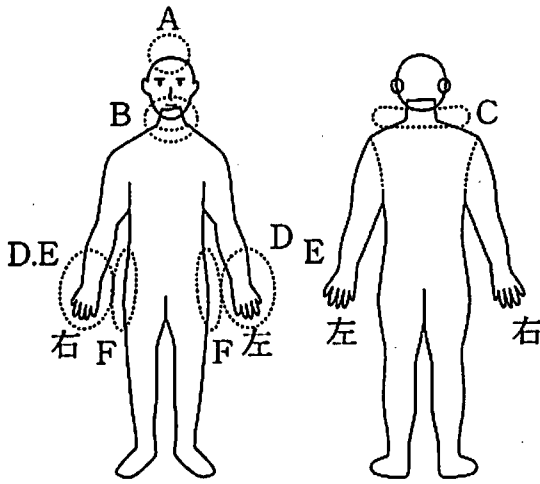
班名					
職・氏名					
連絡先		TEL :		FAX :	
活動年月日		平成 年 月 日			
測定条件		①天候	☐ 晴れ	☐ 曇り	☐ 雨
		②その他			
No.	活動時間		活動場所		活動内容
1	時 分 ~ 時 分				
2	時 分 ~ 時 分				
3	時 分 ~ 時 分				
4	時 分 ~ 時 分				
5	時 分 ~ 時 分				
線量計		型式	管理番号		
活動前指示値①		mSv			
活動後指示値②		mSv			
被ばく線量 ③ (②-①)		mSv			
過去累積線量④		mSv			
累積線量 ⑤ (③+④)		mSv			
[備 考]					
確認者		職・氏名			
企画調整班への報告		時 分	報告者	受信者	

決裁欄	班【 担当】		
	班長	班 員	担当

No.

平成 年 (年) 月 日

E-② 汚染検査結果票 (個人)

測定日時	平成 年 月 日 時 分				
測定者					
測定対象者	班名				
	職・氏名				
	連絡先	TEL :	FAX :		
	活動場所				
	創傷の有無	☐ あり ☐ なし			
測定器 (GM管式)	型式	管理番号			
測定結果	汚染の有無 ☐ あり ☐ なし				
		部位	測定値		
		A (頭部)	cpm		
		B (顔)	cpm		
		C (両肩)	cpm		
		D (両手の掌)	cpm		
		E (両手の甲)	cpm		
		F (服、ズボンポケット)	cpm		
E (その他)		cpm			
[備 考]					
確認者	職・氏名				
企画調整班への報告	時 分	報告者		受信者	

決裁欄	班【 担当】		
	班長	班 員	担当

No.

平成 年 (年) 月 日

E-③ 汚染検査結果票（資機材等）

測定日時	平成 年 月 日 時 分				
測定者					
測定対象資機材等	資機材等名称				
	使用班名				
	使用者（職・氏名）				
	連絡先	TEL :	FAX :		
	活動場所				
測定器（GM管式）	型式		管理番号		
測定結果	測定値	cpm			
	汚染の有無	☐ あり ☐ なし			
[備 考]					
確認者	職・氏名				
企画調整班への報告	時 分	報告者		受信者	



滋賀県 No.
Shiga Prefecture

緊急時モニタリング活動車 証明書

本車両は、緊急時モニタリングのために活動している滋賀県所有の車両であることを証明する。

平成 年 月 日

滋賀県知事

○ ○ ○ ○

(知事印)

3 平常時モニタリングの実施

(1) 平常時モニタリングの目的

緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資することを目的として実施する。

(2) 平常時モニタリングの実施内容

平常時（情報収集事態以降の緊急時事態ではない通常時）において以下の環境放射線モニタリングを実施し、バックグラウンドデータとして整理・保管する。

ア 空間線量率

測定機器等	調査地点		調査回数	調査月
固定観測局				
原子力防災用	1 余呉 2 西浅井 3 マキノ 4 今津西 5 今津東 6 朽木	(長浜市余呉町中河内字尻江20-1) (長浜市西浅井町山門茶屋572-96) (高島市マキノ町牧野234) (高島市今津町保坂796-1) (高島市今津町弘川59) (高島市朽木市場604)	24時間連続測定	
水準調査用	1 木之本合同庁舎 2 長浜保健所 3 彦根保健所 4 東近江保健所 5 甲賀保健所 6 草津保健所 7 衛生科学センター 8 大津市北消防署 9 高島市南部消防署	(長浜市木之本町黒田1234) (長浜市平方町1152-2) (彦根市和田町41) (東近江市八日市緑町8-22) (甲賀市水口町水口6200) (草津市草津三丁目14-75) (大津市御殿浜13-45) (大津市真野2-23-1) (高島市安曇川町青柳696-1)	24時間連続測定	
可搬型モニタリング ポスト	1 長浜市余呉支所 2 長浜市西浅井支所 3 長浜市立杉野小学校 4 長浜市北部振興局 5 長浜市高月支所 1 高島市マキノ支所 2 今津町天増川 3 朽木麻生 4 朽木西小学校 5 高島市立広瀬小学校 6 高島市役所	(長浜市余呉町中之郷2434) (長浜市西浅井町大浦2590) (長浜市木之本町杉野489) (長浜市木之本町木之本1757-2) (長浜市高月町渡岸寺160) (高島市マキノ町沢1410) (高島市今津町天増川) (高島市朽木麻生) (高島市朽木中牧187) (高島市安曇川町下古賀1182) (高島市新旭町北畑565)	12回	毎月
※ 可搬型モニタリングポストが整備されるまでの間は、モニタリング車（朽木西小学校のみNaIシンチレーション式サーベイメータ）による。				

測定機器等	調査地点	調査回数	調査月
モニタリング車	1 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	12回	毎月
	2 長浜市立高時小学校 (長浜市木之本町石道1079-1)		
	3 長浜市立伊香具小学校 (長浜市木之本町大音1114)		
	4 長浜市立富永小学校 (長浜市高月町井口160)		
	5 長浜市立七郷小学校 (長浜市高月町唐川248)		
	6 長浜市立古保利小学校 (長浜市高月町西柳野38)		
	7 長浜市立小谷小学校 (長浜市小谷丁野町524)		
	8 長浜市立速水小学校 (長浜市湖北町速水2561-1)		
	15 高島市立マキノ東小学校 (高島市マキノ町海津2384)		
	16 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)		
	17 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)		
	20 高島市立新旭北小学校 (高島市新旭町櫻庭26)		

イ 積算線量

測定機器等	調査地点	調査回数	調査月
電子積算線量計	1 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	4回	6月 9月 12月 3月
	2 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)		
	3 長浜市立鯉岡中学校 (長浜市余呉町中之郷1030)		
	4 長浜市立永原小学校 (長浜市西浅井町大浦167)		
	5 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)		
	6 高島市立マキノ南小学校 (高島市マキノ町新保887)		
	7 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)		
	8 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)		
	9 椋川山の子学園 (高島市今津町椋川514)		
	10 高島市立朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)		
	11 高島市立朽木中学校 (高島市朽木市場1055)		

ウ 環境試料中の放射性物質濃度

調査対象（平常時）				測定項目	採取地点	頻度	備 考
試料区分	試料名	部位	採取量				
大気浮遊じん				ガンマ線 放出核種	大津市（衛生科学センター）	4回／年	※水準調査により実施
降下物					大津市（衛生科学センター）	12回／年	※水準調査により実施
陸土	琵琶湖底質	底質	約 4 kg		南湖唐崎沖中央	1回／年	※環境省が実施
	河川底質	底質			安曇川（常安橋）	1回／年	※環境省が実施
	土壌	0-5cm、 5-20cm			野洲市（希望ヶ丘）	1回／年	※水準調査により実施
陸水	琵琶湖水	表層水	42 L		北湖今津沖中央	1回／年	
		表層水	2 L		南湖唐崎沖中央	1回／年	※環境省が実施

調査対象（平常時）				測定項目	採取地点	頻度	備 考
試料区分	試料名	部位	採取量				
陸水	河川水	表層水	2 L	ガンマ線 放出核種	安曇川（常安橋）	1 回／年	※環境省が実施
	上水・蛇口水		42 L		大津市（衛生科学センター）	1 回／年	※水準調査により実施
農作物	精米		3 kg		近江八幡市（農業技術振興センター）	1 回／年	※水準調査により実施
	野菜類（ダイコン）		5 kg		高島市	1 回／年	※水準調査により実施
	野菜類（ホウレンソウ）		5 kg		近江八幡市（農業技術振興センター）	1 回／年	※水準調査により実施
畜産物	牛乳		3 L		日野町（畜産技術振興センター）	1 回／年	※水準調査により実施
水産物	ギンブナ	筋肉	3 kg		長浜地先琵琶湖	数年に 1 回実施	
					高島地先琵琶湖		
	オオクチバス	筋肉	3 kg		長浜地先琵琶湖		
					高島地先琵琶湖		
林産物	生しいたけ	全量	5 kg		マキノ南小学校区	数年に 1 回実施	・原木栽培
		全量	5 kg		今津西小学校		・菌床栽培
		全量	5 kg		杉野小学校区		・菌床栽培

※ 緊急時モニタリングでの候補試料として記載しているものの平常時モニタリングの対象となっていない農作物については、原子力防災訓練（実動訓練）等を通じてデータを整理・保管していくものとする（10年程度で一通りモニタリングを実施）が、平常時モニタリングのあり方については、今後の近隣府県における同様の緊急時モニタリング実施要領の作成状況や国の考え方等を勘案しながら、今後も引き続き検討していくものとする。

※ 水道浄水および水道原水については、緊急時モニタリングでは摂取制限の判断を行える制度での検査を予定しており、平常時の濃度と比較できるレベルではないため、平常時モニタリングは実施しない。

(3) 平常時モニタリング結果の取扱い

- 固定観測局（原子力防災用）による空間線量率の測定結果は、県ホームページ、BBCびわ湖放送データ放送を通じ、10分値をリアルタイムで公表するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいても公表される。
- 固定観測局（水準調査用）による空間線量率の測定結果は、原子力規制委員会ホームページを通じ、10分値がリアルタイムで公表される。
- 可搬型モニタリングポストおよびモニタリング車による空間線量率の測定結果および積算線量計による測定結果については、県ホームページを通じ公表する。

(4) 平常時モニタリング実施概要

実施内容ごとに、担当課および活動内容を整理している。

ア 空間線量率測定

番号	活動内容	担当課	相手先	様式等	資機材等	備考
1	○固定観測局（原子力防災用）による連続測定を実施 ・県ホームページ、BBCびわ湖放送データ放送を通じて測定値を公表 ・月ごとに月最大値、月最小値、月平均値を整理し、県ホームページを通じて公表	防災危機管理局		F-①	滋賀県環境放射線モニタリングシステム	
2	○固定観測局（水準調査用）による連続測定を実施 ・原子力規制委員会ホームページを通じて測定値を公表	衛生科学センター			水準調査用モニタリングシステム	
3	○可搬型モニタリングポストによる測定候補地点の空間線量率測定を実施 ・測定結果を報告	長浜土木事務所 高島土木事務所	防災危機管理局		可搬型モニタリングポスト	
	・四半期ごとに測定結果を整理し、県ホームページを通じて公表	防災危機管理局		F-②		
4	○モニタリング車による測定候補地点の空間線量率測定を実施 ・測定結果を報告	長浜土木事務所 高島土木事務所	防災危機管理局		モニタリング車	
	・測定結果を整理し、県ホームページを通じて公表	防災危機管理局		F-②		

イ 積算線量

番号	活動内容	担当課	相手先	機式等	資機材等	備考
1	○四半期ごとに電子積算線量計を回収（交換）し、指示値を確認（読取機により読取） ・測定結果を報告	長浜土木事務所 高島土木事務所	防災危機 管理局	F-③	・電子積算線量計 ・同読取機	回収（交換）月 ：6月、9月、 12月、3月
	・測定結果を整理し、保管	防災危機 管理局				

ウ 環境試料中の放射性物質濃度

番号	活動内容	担当課	相手先	機式等	資機材等	備考
1	○採取試料および分析時期について調整・確認	防災危機 管理局	衛生科学 センター			
2	○試料採取および衛生科学センターへ搬送	防災危機 管理局ほか各関係 所屬	衛生科学 センター	F-④		※関係所屬による 試料採取につい ては、防災危機 管理局から依頼 ※水準調査につい ては、衛生科学 センターが担当
3	○環境試料中の放射能測定を実施 ・測定結果を報告	衛生科学 センター	防災危機 管理局	F-⑤	ゲルマニウム半 導体検出器	※水準調査の結果 については、衛 生科学センター において整理 し、保管。 なお、防災危 機管理局と情報 共有を行うもの とする。
4	・測定結果を整理し、保管	防災危機 管理局				

《 参考 》環境試料中の放射能測定概要

※ 文部科学省「放射能測定法シリーズ」を参照

試料名	採取方法等	処理方法	処理時間	測定器
大気浮遊じん	ろ紙に捕集	集じんしたろ紙を電気炉で灰化（450℃）し、一定規格のプラスチック容器に固定	約1日	ゲルマニウム半 導体検出器
大気中のヨウ素	ヨウ素捕集用パイパスに、活性炭フィルターを装着し、捕集	処理なし	—	
降下物（雨水、ちり）	降下物を大型水盤により採取	降下物を蒸発濃縮し、一定規格のプラスチック容器に固定	約5日	
陸水	表面水42Lをポリエチレンびんに採水	試料40Lを蒸発濃縮し、一定規格のプラスチック容器に固定	約5日	
陸土	表層（0～5cm）をコアサンプラーで約4kg採取	大きな石礫、植物根等を除去。乾燥後、2mmのふるいを用いて、改めて石礫、植物根等を除去。縮分機による縮分後、一定規格のプラスチック容器に固定	約3日	
農作物、畜産物、指標植物	米 3kg 牛乳 3L その他 5kg	試料を電気炉で灰化（450℃）し、一定規格のプラスチック容器に固定（米および牛乳は、未処理でマリネリ容器に固定）	米、牛乳：— その他：約5日	
水産物	3kg	試料をガスコンロで炭化後、電気炉で灰化（450℃）し、一定規格のプラスチック容器に固定	約5日	

【ゲルマニウム半導体検出器による測定時間】

- 試料分析：70,000秒（約20時間）

◎各種様式等

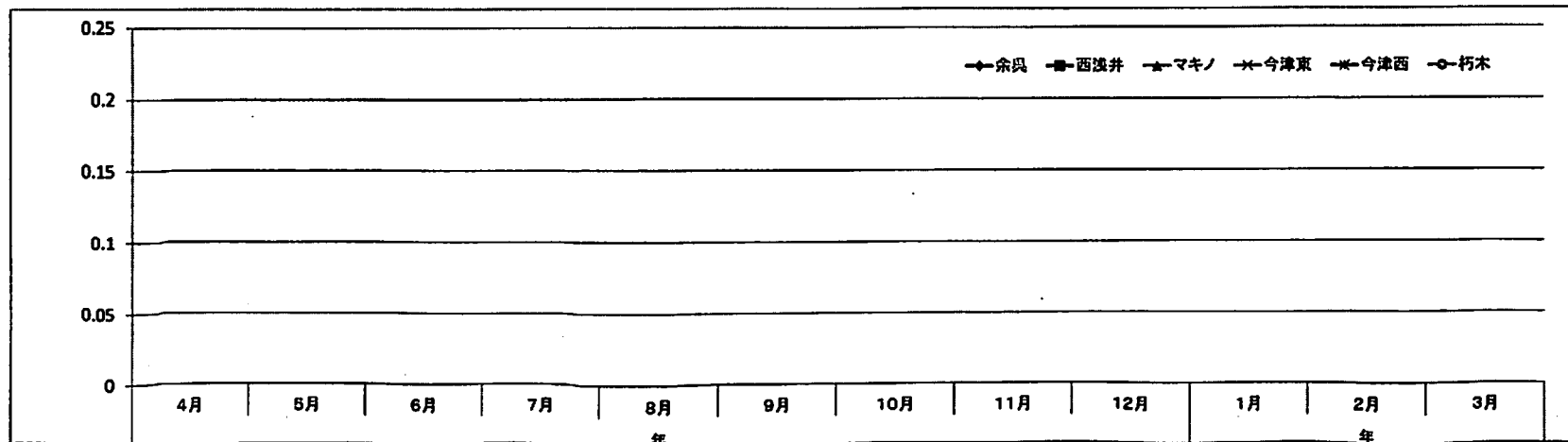
- G-① 環境放射線モニタリングポスト測定結果 月別推移
- G-② 平成 年度 環境放射線測定結果
- G-③ 積算線量測定記録（報告書）
- G-④ 防災危機管理局長→衛生科学センター所長 ガンマ線核種分析依頼文
- G-⑤ 衛生科学センター所長→防災危機管理局長 検査結果報告

環境放射線モニタリングポスト測定結果 月別推移

滋賀県

測定局	集計項目	年									年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
余呉	月最大値													
	月最小値													
	月平均値													
西濃井	月最大値													
	月最小値													
	月平均値													
マキノ	月最大値													
	月最小値													
	月平均値													
今津東	月最大値													
	月最小値													
	月平均値													
今津西	月最大値													
	月最小値													
	月平均値													
朽木	月最大値													
	月最小値													
	月平均値													

単位 $\mu\text{Sv/h}$



平成 年度 環境放射線測定結果

滋賀県

測定地点		測定方法	測定結果								
			月			月			月		
			日	天候	測定値($\mu\text{Sv/h}$)	日	天候	測定値($\mu\text{Sv/h}$)	日	天候	測定値($\mu\text{Sv/h}$)
長浜市	① 速水小学校	モニタリング車									
	② 小谷小学校										
	③ 高月支所										
	④ 富永小学校										
	⑤ 高時小学校										
	⑥ 杉野小学校										
	⑦ 北部振興局										
	⑧ 古保利小学校										
	⑨ 七郷小学校										
	⑩ 余呉支所										
	⑪ 伊香具小学校										
	⑫ 西浅井中学校										
	⑬ 西浅井支所										
高島市	⑭ マキノ北小学校	モニタリング車									
	⑮ マキノ東小学校										
	⑯ マキノ支所										
	⑰ 今津北小学校										
	⑱ 新旭北小学校										
	⑲ 高島市役所										
	⑳ 広瀬小学校										
	㉑ 朽木西小学校	サーベイメータ									

※ $\mu\text{Sv/h}$: マイクロシーベルト毎時

※環境放射線は測定する場所により異なったり、同じ場所でも天候などの違いにより変動します。特に、雨が降ると一時的に放射線量が上昇します。

※通常の測定値は $0.001 \sim 0.2 \mu\text{Sv/h}$ 程度です。

平成 年 月 日

測定機関名:

測定者氏名:

102

滋 防 危 第 号
平成 年(年) 月 日

衛生科学センター所長 様

防災危機管理局長
(公 印 省 略)

ガンマ線放出核種分析の実施について (依頼)

このことについて、〇〇において採取した環境試料について、下記によりガンマ線放出核種分析をお願いします。

記

1 分析対象

2 分析方法等

- ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線放出核種分析をお願いします。
- 分析結果は、別紙様式により当局あて報告願います。

3 その他

分析結果は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）および滋賀県緊急時モニタリング計画に基づく平常時モニタリングの測定結果として整理・保管し、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に活用することとします。

担当 :
電話 :
E-Mail :

ガンマ線放出核種分析結果

試料名	部位	採取地点	搬入日	採取年月日	採取機関	単位	測定結果					特記事項
							自然放射性核種		人工放射性核種			
							Be-7	K-40	I -131	Cs -134	Cs -137	
							()	()	()	()	平成25年度文部科学省環境放射能水準 調査委託実施計画書に基づき分析	
						()	()	()	()	()		
						()	()	()	()	()		
						()	()	()	()	()		
						()	()	()	()	()		
						()	()	()	()	()		
						()	()	()	()	()		
						()	()	()	()	()		

()内は検出限界値

滋衛科セ第 号
平成 年 (年) 月 日

防災危機管理局長 様

衛生科学センター所長
(公 印 省 略)

検査結果について (報告)

平成 年 (年) 月 日付け滋防危第 号で依頼のありました下記検体の分析結果について、別添のとおり報告します。

記

1 試料

〇〇 〇検体

2 分析方法

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線放出核種分析

3 分析結果

別紙報告様式による。

担当 :

TEL :

FAX :

E-Mail :

